

# 里親ハントブック

～里親アンケート結果をふまえて～



大阪市こども相談センター  
大阪市里親会

令和6年3月

## 里親ハンドブック発行にあたって

里親のみなさまにおかれましては、実家庭で生活することが難しいこどもを家庭に迎えて育てていただき、誠にありがとうございます。

大阪市中心児童相談所(大阪市こども相談センターの前身)では、開設当初から里親専任の児童福祉司を複数配置し、養子縁組や里親委託の推進に取り組んでまいりました。大阪市里親会では、里親等相互交流支援事業を大阪市から受託し、当事者団体の強みを活かし、里親家庭が集って養育に関する悩みを相談し相互に助言し支えあう場として、里親サロンを運営しています。

平成 28 年の児童福祉法改正では、家庭養育優先の原則が明記されました。これを受けて令和 2 年に策定された「大阪市社会的養育推進計画」では、令和 11 年度末の里親委託率の目標を 36.5%とし、大阪市里親会、こども相談センター、民間フォスタリング機関、里親支援専門相談員が協力して、里親委託の推進に取り組んでいるところです。里親委託率は毎年度少しずつ伸びてはきているものの、令和 4 年度末で 20.9%であり、フォスタリング事業の充実により一層取り組む必要があるのが現状です。

一方で、ここ数年で登録里親数が増加し、以前から里親として活動していただいている方、最近里親に登録された方と経験年数に違いがあるなかで、社会情勢の変化、児童福祉法の改正やこども家庭福祉をめぐる考え方の変化があり、日々の養育において疑問に感じること、とまどわれていることも増えてきていることと思います。「ほかの里親家庭ではどのようにしているのか」「里親サロンには参加できていないが、先輩里親さんはどのように対応されているのか知りたい」というお声を聴くことが増えてきました。

そこで、大阪市里親会が当事者の立場で里親家庭とファミリーホームを対象にアンケートを実施し、その結果を踏まえて、大阪市こども相談センター・大阪市里親会合同で里親さんの疑問や困りごとに対応する「里親ハンドブック」を作成することとしました。

お寄せいただいたご質問やご意見に加え、これまで十分にご説明できていなかったと思われる点も合わせて、QA の形でまとめました。大阪市こども相談センターや大阪市里親会へのご要望については、今後の参考とさせていただきます。

登録前研修の資料、里親登録時にお渡ししている「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック」、令和 3 年にお送りした「里親家庭で生活するあなたへ 里子と実子のための Q&A」と合わせて、みなさまの日々の養育にこのハンドブックをご活用くださいますようお願いいたします。

大阪市こども相談センター  
大阪市里親会

# 《 目 次 》

## 1. アンケート実施結果

(1)実施要領	1
(2)回答状況	1
(3)質問票	2

## 2. 事務手続きについて

(1)児童手当の管理	5
(2)給付金等	7
(3)措置費等の請求手続	8
(4)受託児童の状況報告	9
(5)里親手当の管理	9

## 3. 携帯・スマートフォン・ゲームについて

(1)所持状況(アンケート結果)	11
(2)所持開始年齢	13
(3)使用時間	14

### 参考資料

○小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン (2019年12月24日 大阪府教育庁市町村教育室小中学校課生活指導グループ)	16
○子どもを守る方法を知っていますか～スマホの設定、大丈夫?～ (令和元年12月13日 大阪市教育委員会)	18

## 4. 生活

(1)お小遣い(アンケート結果)	20
(2)おやつ・食事	22
(3)入浴	25
(4)睡眠・起床	26
(5)排泄	26
(6)外遊び	27
(7)お手伝い	27
(8)門限	28
(9)こどもの要求への対応	30
(10)ルールを守らなかった時の対応	32
(11)その他(養育全般)	33

## 5.こどもの行動への対応

(1)うそ	37
(2)こどもからの暴力・暴言	38
(3)自傷行為	40
(4)金銭持ち出し	40
(5)周りの人と関係が取りづらいこども	41

## 6.学習・学校

(1)学習・宿題	42
(2)不登校	43
(3)性教育	43

## 7.しつけ・虐待・権利擁護

(1)しつけと虐待の区別	44
(2)叱り方・しつけ方	48

### 参考資料

○はーもにいコラム(家庭養護促進協会神戸事務所発行 令和5年12月15日発行)	49
---	----

(3)しつけの工夫	51
-----------	----

### 参考資料

○「子どもの声に耳をすまして～子どもとつくる里親制度～」 (大阪公立大学教育福祉学類 伊藤嘉余子教授)	52
--	----

## 8.宗 教

(1)宗教行事への参加	56
(2)季節的な行事・単発の行事への参加	58

## 9.里親養育支援事業(フォスタリング事業)

(1)訪問支援	59
(2)里親サロン	60
(3)レスパイト・ケア	61
(4)親子関係再構築支援	63
(5)養子縁組里親への支援	64
(6)その他	65

## 10.資料

(1)里親が行う養育に関する最低基準 .....	70
(2)里親が利用できる事業 .....	74
①委託前養育訓練事業	
②レスパイト・ケア	
③ピアサポーター派遣事業	
④サポート要員派遣事業	
⑤里親相互交流支援事業(里親サロン)	
(3)大阪市里親会 .....	76

## 参 考

### 子育て家庭を応援する「親力アップサイト」

大阪市教育委員会では、子育て家庭を応援するため、家庭教育についてのさまざまなコラムやお役立ち情報を集めた「親力アップサイト」を開設しています。コラムのテーマは、「子どもの嘘にどう対応する？」や「これって虐待？」、「はじめての小学校・中学校」などさまざまなものがあります。

本ハンドブックでも該当箇所でも引用していますが、さまざまなテーマが取り上げられており、随時更新される予定ですので、子育てにご活用ください。



### なにわっ子わくわく未来プログラム(就学前児童の健全育成に向けたプログラム)

乳幼児期のすこやかな育ちが、その後の成長の大切な基盤となることを踏まえ、大阪で生まれ育つすべてのこどもたちが、就学する前に「生きる力の基礎」をはぐくむための視点と方法について、とりまとめたものです。

こどもたちが、毎日を「わくわく！」と楽しむ中で、身につけてほしい「未来」に向かってはばたいていくための力を、5つの力(養育者との愛着形成、基本的生活習慣の育成、自我の芽生えと社会性の芽生え、外の世界への積極性と学びへの意欲、自分も他人も大切にできる心)に整理・分類し、それぞれの力について、こどもへのかかわり方の具体例や具体的プログラムを位置づけています。

乳幼児の子育てにご活用ください。



# 1.アンケート実施結果

## (1)実施要領

### ①対象者

令和5年10月1日現在の大阪市登録里親 209組

### ②実施方法

令和5年10月17日 郵送にて質問票配付

### ③質問票

別紙のとおり

### ④実施期間

令和5年10月17日～11月8日

### ⑤回収方法

郵送・GoogleForms

## (2)回答状況

①回答数 92件（郵送 52件、GoogleForms 40件）

②回答率 44.0%

### (注)

●枠囲みで色のついている部分は里親さんからの質問です。

●枠囲みの文章の前にある記号は次のとおりです。

「・」 アンケートに記載された里親さんの質問・回答など  
原文のまま掲載(誤字は修正)

補足が必要な場合は( )に記載

「○」 こども相談センターの説明

「◎」 大阪市里親会の説明

3枚のうち1枚目

回答締切は、令和5年11月8日(水)です。

大阪市里親会事務局宛て

## 回答(自由記述)

## 【事務手続きに関すること】

- 例) ・児童手当の管理はどのようにしたらよいか? こどものために遣ってもよいか?  
・給付金を受け取ったらどのようにしたらよいか?

## 【生活のルールに関すること】

- 例) ・ゲーム機の使用時間など何時間ぐらいがいいのか?  
・委託児童の門限は? などのルール作りはどうすればいい?  
・お風呂は(異性)何歳まで一緒にはいる?

## 【お小遣い】

いま受託している、あるいは最近受託していた子どもさんに、どれくらいのお小遣いをわたしていますか。渡し方の工夫などがあれば、それをご記入ください。

小学生(1~3年生) 週・月 \_\_\_\_\_ 円

小学生(4~6年生) 週・月 \_\_\_\_\_ 円

中学生 週・月 \_\_\_\_\_ 円

高校生 週・月 \_\_\_\_\_ 円

### 3枚のうち2枚目

#### 【携帯電話】

(1) いま受託している子どもさんは、携帯電話を所持していますか。所持している場合は、いつからですか。

<input type="checkbox"/> 小学生	<input type="checkbox"/> 所持している <input type="checkbox"/> 所持していない	<input type="checkbox"/> 受託前から持っていた <input type="checkbox"/> 年生から
<input type="checkbox"/> 中学生	<input type="checkbox"/> 所持している <input type="checkbox"/> 所持していない	<input type="checkbox"/> 受託前から持っていた <input type="checkbox"/> 小学・中学 年生から
<input type="checkbox"/> 高校生	<input type="checkbox"/> 所持している <input type="checkbox"/> 所持していない	<input type="checkbox"/> 受託前から持っていた <input type="checkbox"/> 中学・高校 年生から

(2) 携帯電話の契約名義人はどなたになっていますか。

実親・実祖父母・子ども本人・施設長・里親・その他( )  
( )

(3) 携帯電話の利用料(機器代・通信料等)はだれが負担していますか。

実親・実祖父母・子ども本人・施設長・里親・その他( )  
( )

(4) フィルタリングソフトを入れていますか。

入れている・入っていない  
( )

#### 【子どもの養育に関すること】

例) ・子どもが嘘をつくがどのように対応したらよいか？

・委託児童が門限を過ぎても帰ってこないときは、どこに連絡したらよいか？

・レスパイト・ケアを何度も利用してもいいものか？

#### 【子どものしつけに関すること】

(例) ・どこまでしつけ？どこから虐待？行政の見解は？

・いくら言っても聞いてくれない時、どこまで叱っていいの？



### 3枚のうち3枚目

#### 【こども相談センターに関すること】

- ・要望、希望なんでも書いてください。

#### 【宗教の強要に関すること】

(例)・祭儀・祭事の参加はいいのか？(朝夕の礼拝)

- ・宗教行事に参加はいいのか？

#### 【その他】

例)・大阪市里親会について

- ・里親サロンについて
- ・里親シンポジウムで取り扱ってほしいテーマについて など

ご協力ありがとうございました。

## 2.事務手続きについて

### (1)児童手当の管理

児童手当については、里親さんが区役所に申請して、里親さんの口座に振り込まれたら、すみやかに子ども名義の口座に移し、自立資金として貯めていただくようお願いしています(大阪府内共通)。大学進学の際に、受験費用・入学金・授業料に充てたり、就職等でひとり暮らしを始めるときの初期費用(敷金・家具什器など)に充てるためです。本人の希望どおりに準備するには、奨学金や措置費で受け取れる金額では十分ではないことがあります。実親と生活している場合には実親が用意することもあります。社会的養護で生活する子どもは、子ども自身で確保することになります。また、18歳までに委託が解除された場合には、親権者である実親に引き継ぐこととなります。

国が定める「里親が行う養育に関する最低基準(「最低基準」と言います)」第9条の2において、「当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む)をその他の財産と区分すること」とされています。

国の児童手当に関する通知では、「児童に係る金銭は、原則として、銀行等において、当該児童名義の預貯金の口座を開設してこれを預け入れ、その後においても、他の現金又は預貯金と区分しなければならない」とされています。

そのため、年に1回、子ども相談センターの担当者が子ども名義の通帳を確認させていただきます。

アンケートでは、回答いただいている方のほとんどが上記のとおり管理されていました。また、「直接子どもの口座に振り込んでほしい」というご要望も複数ありました。

#### [里親さんの回答]

- ・児童手当は子どもが自立する時に使うのでそれ迄は使う事のないようにと児童相談所の担当者から言われていたのでそのようにした。給付金も児童手当の口座に入金。
- ・3才から5才まで2年間預かった子どもですが、児童手当、給付金すべて子ども名義の口座へ振り込み、帰る時に持たせました。
- ・子ども名義の通帳に入金して管理。将来自立の時の為に子どもにも伝え管理している。

- こどものために使うのだから、里親の判断に任せたらいいのでは?(児童手当は養育者に支給されているから)
- 児童手当や給付金は里親名義の口座に振り込まれているので、生活費やその他で使った。

○里親さんは「社会的養護の担い手」であり、「養育チーム」の一員として公的責任をもってこどもを養育する立場です。実親とは立場が異なります。

**委託されたこどもの生活や教育に必要な費用は、措置費として大阪市からお支払いしていますので、措置費でまかなっていただくようお願いします。**

- こどものためでも絶対に使えないのか?どんな場合に使えるのか?
- 大学に行くとも限らないので、今の習い事に使えないのか?

○最低基準では、児童手当をこども名義の口座で管理することを前提として、「委託児童に係る金銭を給付金の趣旨にしたがって用いること」「委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること」と定められています。

○児童手当の趣旨は「次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること」ですが、**18歳(高校卒業)までは教育費も含め生活にかかる費用(食費、衣服等)は措置費で支払われ、措置費の範囲内でまかなっていただくことになっています**ので、児童手当を使わなければならない場面はほとんどないものと考えられます。

そのため、基本的には就職や進学をする18歳以降の**自立のために預金**しておくようお願いします。進学や就職の際に必要な費用は、措置費で支払われる部分もありますが、すべてをカバーしているものではなく、本人の希望に沿うには不足する部分が出てくる場合があります。また、**何かあったときに備えて、一定期間は生活できるだけの金額を持っておくことが望まれます。**

○中学生が学習塾を利用する場合は、措置費で実費が支払われます(後払いで請求が必要です)。また、小学校5年生・6年生については、大阪市の習い事・塾代助成があります(月額1万円まで、所得制限あり、事前申請要)ので、ご活用ください。

○どうしても使わなければならないと思われるときは、事前にこども担当のケースワーカーにご相談ください。



- ・児童手当、給付金、委託料等ほぼ里子の将来のために貯蓄をしていますが、高校の進学時等で使う際、領収書等残しておいたほうが良いでしょうか。
- ・児童手当や給付金で里子が進学を希望して大学や専門学校に入学して、その後授業料が払えなくなったらどうしたらよいですか？

○高校や大学への進学費用については、みなさん気になることと思いますが、措置費のなかで、証明書を付けて申請すれば支払われるものがあります。

○高校については、特別育成費として入学に際し必要な学用品代が支払われます。大阪府内では、公立・私立とも授業料がほぼ無償化されますが、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品等の教科学習費、通学費として、毎月特別育成費が支払われます。進路選択の際に所要経費を見積もって不足する場合は、日本学生支援機構または大阪府育英会に借入型の奨学金の利用が可能です。また、給付型の奨学金も少ないですがありますので、早いうちから進路を考えるようにしましょう。社会的養護のための奨学金検索サイト「Miomus」をご活用ください。

○大学については、入学金に相当する措置費はありませんが、就職・進学に際し必要な住居費、生活費等について、大学進学等自立生活支度費が支給されます。高校と同様に貸付型・給付型の奨学金があります。

大学によっては、成績上位の学生に対して授業料を減免する特待生制度があったり、経済的に困難な学生に対して授業料減免制度があります。また、資格の取得と卒業後の勤務を条件とした返済不要の奨学金制度もあります(医師、看護師、介護福祉士など)ので、進路指導の先生とよくご相談ください。社会的養護のこどもを対象とした、スタート資金(卒業後就労継続5年間で返済免除の貸付金)もあります。

○いずれにしても、借入型の奨学金は途中で退学するとただちに返済が始まりますので、学力や将来の希望をしっかりと考えて進路選択することが必要です。

### 【主な奨学金】

- 日本学生支援機構(学校を通じて申請)
- 大阪府育英会(学校を通じて申請)
- 各種財団等の奨学金(フォスタリング機関から案内)

Miomus



## (2)給付金等

新型コロナウイルス感染症流行時、物価高騰時に、一時的に給付金が支払われることがありました。それぞれ支給の目的や申請・給付手続きが異なりますので、お手数ですが、そのつどの案内文書にしたがって申請、管理をお願いします。

### [ご意見・ご要望]

- ・光熱水費の補助は里子の口座に入れるより保護者の口座に入れるべきでは？
- ・QUOカード支給は手間がかかるので現金支給など、何とかしてほしい。

### (3)措置費等の請求手続等

里子に係る費用は、年齢や学年によって異なりますので、こどもさん一人一人について申請していただくことになります。ご不明な点は遠慮なくお尋ねください。

公費の支出になりますので、申請の期限があります。ご面倒でもご注意いただくようお願いいたします。

・事務手続きに抜けがないか、必要な事務手続きを全て行えているか、いつも不安になる。

・事務手続きに関しては、特に困ることはなくわからないことは聞いて教えていただくようにしております。

・わからないときは直接聞いています。

・季節ごとの衣服代は、どのような扱いか。

・里親の事業費は月の内の過不足に関係なく渡切のものですか？

○衣服代は「その児童の日常生活に必要な経常的諸費用」として、一般生活費に含まれていますので、年間を通して計画的に支出していただくようお願いいたします。

○一般生活費をはじめとする事業費は、直接こどものために使われる経費に充当していただくものです。月によって支出額に多い少ないはありますので、渡切になります。お渡しした金額を精算していただくことはありませんが、こどものために使っていただくようお願いいたします。

・コロナの消毒液など助かりましたが記入用紙が少しめんどろだと思いました。

・費用の請求の仕方がややこしすぎる。(どの項目に該当するのか、しないのか等)

・請求事務自体がすべて紙ベースで、検索もできないので、不自由を感じています。もっと、ワードやエクセルで対応できないものでしょうか。毎年たくさんの要項が送られてきて、大変です。

○紙ベースではなく、電子メールを使用して電子データ(ワードやエクセル等)でのやり取りをご希望の場合は、ご連絡いただければ対応いたします。こども青少年局子育て支援部こども家庭課までご連絡ください。



#### (4) 受託児童の状況報告

最低基準第 14 条では、「里親は、都道府県知事からの求めに応じ、定期的に報告を行わなければならない」となっており、こども相談センターでは、委託 3 ヶ月目までは 1 ヶ月に 1 回、その後は 3 ヶ月毎に 1 回、「受託児童の状況報告」を提出していただくようお願いしています。提出していただいた報告は、関係職員に供覧して、最後は児童記録票(里子のファイル)に綴って保存しています。

各ご家庭には、こども相談センターの里親・里子担当、フォスタリング機関の支援員等が家庭訪問してお話を伺っていますが、里親さん自身が日常生活で見られた里子の成長やほほえましいエピソード、健康状態などを記録して提出していただくと、将来里子が自分自身のことについて知りたいと思ったときに貴重な資料となります。

- 「受託児童の状況報告」どのくらいの頻度で提出していますか？
- FH と養育里親では違うと思いますが、なかなか定期的に出せません。こ相から催促ありませんが…

○ 「受託児童の状況報告」は、最低基準にも定められているほか、上記のとおりこどもにとって貴重な資料です。遅れても結構ですので、委託 3 ヶ月目までは 1 ヶ月に 1 回、その後は 3 ヶ月毎に 1 回、提出をお願いします。

#### (5) 里親手当の管理

里親やファミリーホーム事業者に支払われる措置費(里親手当、一般生活費等)は、厚生労働省の事務連絡によると、税務上課税の対象となります。

ファミリーホームは、児童福祉法上「小規模住居型児童養育事業」であり、社会福祉法の第 2 種社会福祉事業に該当しますので、措置費は事業所得として総収入金額に算入されます。

一方里親は、法律上事業ではなく個人の活動ですので、措置費は雑所得として総収入金額に算入されます。

いずれの場合も、1 年間の総収入金額から必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合は課税関係は生じないこととなります。

- 毎月振り込まれている措置費は、収支を記録しないといけないのか？

○ ファミリーホームについては事業になりますので、収支の記録が必要です。事業運営に係る会計に関する帳簿等を適切に整備し、特に養育者等の人件費の支出と児童の生活に係る費用の支出は、区分を明確にして帳簿に記入してください。詳しいことはこども青少年局子育て支援部こども家庭課にお尋ねください。

里親については、税務署から照会があった場合には、収支状況を説明する必要がありますので、念のため記録や書類を整理しておくことが望ましいでしょう。



## 児童福祉法施行規則

### 第1条の26

小規模住居型児童養育事業者は、養育者等、財産、収支及び委託児童の養育の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

・里親手当の確定申告について。「一般生活費」と、家電等の大きな出費を「必要経費」として引いたものを雑所得申請しているが、このやり方で合っているのか分からない。

○大阪市から支弁される措置費等(一般生活費等及び里親手当の合計額)が、雑所得の計算上総収入金額に算入され、必要経費としては、里子の養育に要した費用(食費、衣料費、教育費、教養娯楽費等)や里親としての活動に要した費用(研修会への参加費、里子に同伴するための旅費等)が該当します。

措置費として支弁された金額(一般生活費等及び里親手当の合計額)以上に必要経費が生じている場合には、子の措置費等について雑所得の金額は生じませんので、確定申告の必要はありません。

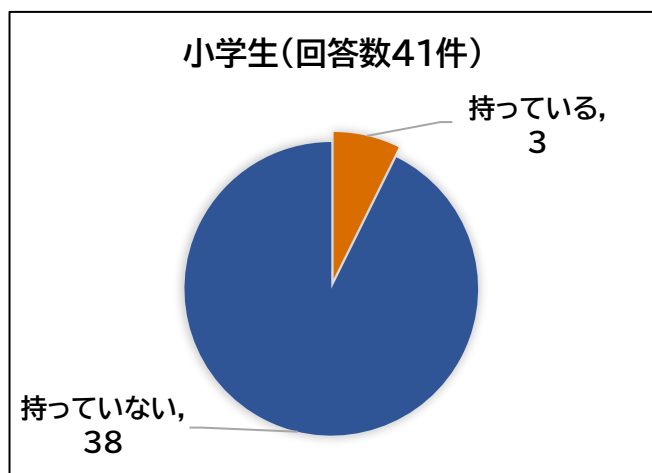
○確定申告に係る具体的な手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。



### 3.携帯・スマートフォン・ゲームについて

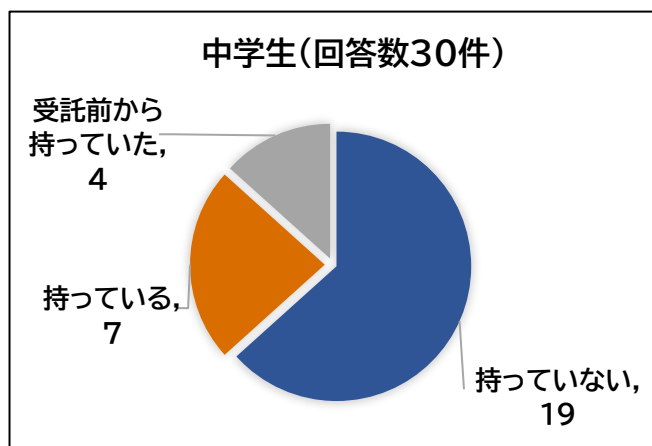
#### (1)所持状況(アンケート結果)

いま受託しているこどもさんは、携帯電話を所持していますか？ 所持している場合は、いつからですか？



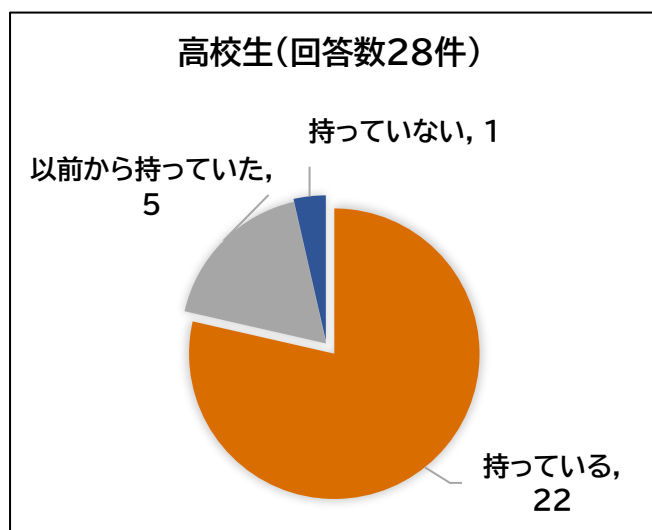
Q：小学生が持っていたのは何年生からですか？

- ・小学1年生から 2件
- ・親の契約切れのスマホは持っていた。
- ・通話のできない携帯で Wi-Fi を使いネットをしている。



Q：中学生が持っていたのは何年生からですか？

- ・小学1年生から
- ・小学5年生から
- ・中学1年生から 5件
- ・中学2年生から 2件
- ・中学校卒業時

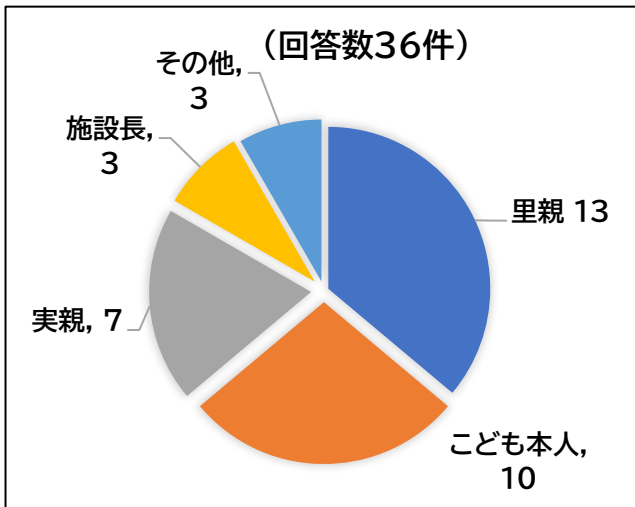


Q：高校生が持っていたのは何年生からですか？

- ・小学校から 1件
- ・中学1年から 2件
- ・中学2年から 1件
- ・中学3年から 2件
- ・高校1年生から 13件
- ・高校2年から 2件
- ・高校1年生からバイトして10万円貯金したら。
- ・一時保護所からくる場合が多いので、委託決定から相談して持つ場合が多い。
- ・アルバイトを始めて、落ち着いてから購入。
- ・現在大学生の子は、高校1年の6月から所持しているが、高校入学当初は所持していないのはクラスで1人だけでとても困ったと聞いた。



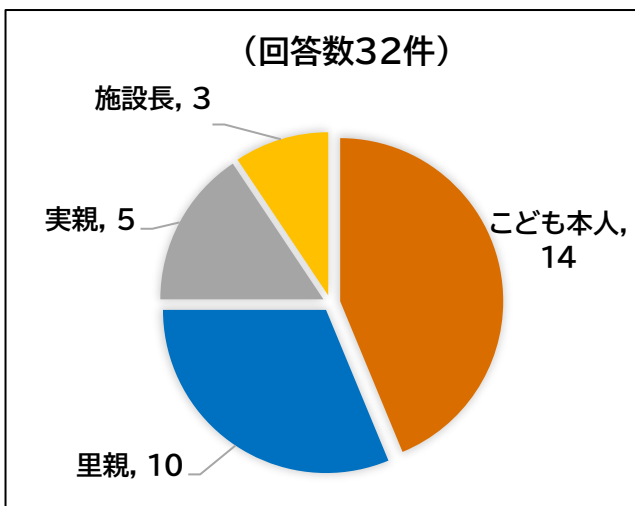
携帯電話の契約名義人はどなたになっていますか？



Q：その他の方はどなたですか？

- ・ホーム名義
- ・委託後携帯を変更
- ・(契約名義人は)実親、本人と個別に違う。基本、里親は契約名義人になっていない。

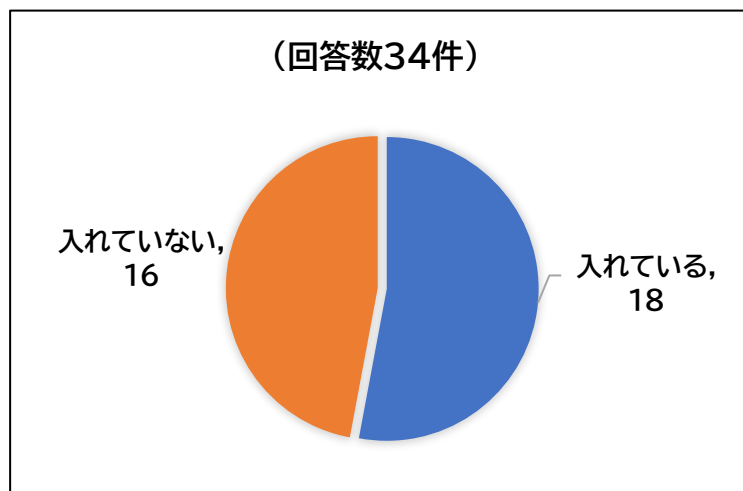
利用料は誰が負担していますか？



Q：利用料は誰が負担するか

- ・契約名義人
- ・お小遣いの口座から引き落とし(本人)
- ・こども本人としてはバイト代で払っているが、その分を里親が支払ったとみなして自立時の資金として貯めている。
- ・バイト代で負担(本人)
- ・ホーム
- ・訳アリで現在通信料は発生していない。
- ・養育費より出費(里親)

フィルタリングソフトを入れていますか？



## (2)所持開始年齢

里親家庭に限らず、何歳から所持・使用を始めるかはみなさん悩まれるところです。使用時間を守れるのか、ゲーム依存にならないのか、ゲームの課金、出会い系サイトの問題、ネット上のいじめなどが心配されます。

一方、中学生ともなればクラブの連絡がグループLINEであったり、検索などの便利な機能もありますので、一概に否定もできません。いずれ使うことになるのであれば、保護者の目の届きやすい一定の年齢から、ルールを設定して危険性をしっかり伝えながら持たせるという考え方もできます。大人になってからいきなりスマホをもって危険な目に合うよりも、今のうちに使い方をマスターさせるということです。

(1)のアンケート結果では、小学生で 7.3%、中学生では 36.7%、高校生では 96.4%のこどもが携帯電話を所持しています。

「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査(速報)」(令和6年2月、こども家庭庁)によると、スマートフォンの「こども専用」の割合は、小学生(10歳以上)で70.4%、中学生で93.0%、高校生で99.3%となっています。小学生(10歳以上)では20.3%が「親と共用」、7.6%が「兄弟・姉妹と共用」となっています。

- ・スマホ、タブレットなど、もたせるのは何才くらいがいいか。
  - ・携帯電話を持たせるタイミング中学生からか高校生からか悩んでいます。
- ゲーム機は最初からなし。入所前に説明している。(FH)
- ゲームについては、里子(小4)からさせてほしいと要求はあるが、(療育手帳)B2で自己コントロール不可な面があり、まださせていない。
- 大阪府教育庁作成の「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(2019.12.14)では、「子どもに携帯電話を持たせる以上、保護者として責任をもって、その使用方法や使用時間等の取扱いの管理、使用に伴う危険やトラブル等への対処を行うことが必要です」と記載されています。

- ・スマホがほしいと要求します。高校生からと伝えますが、時代遅れやいじめられると勢いよくあれこれ言われ困ってしまいますが、普段からなかなかブレーキがかかず、ルールが守りにくい状況があるので、様子を見ています。どのように大人側の言うことに納得できるか難しいとは思いますが、よい伝え方はあるでしょうか。

- ・携帯を持ちたいと言ったら、どう対処すべきか？

○スマホやタブレットなどインターネットにつながる機器には、メリットとともに危険性があります。保護者自身が危険性と対策を具体的に理解し、ルールづくりをこどもと話し合うことが必要ではないでしょうか。

○「OSAKA スマホアンケート2022」(大阪府)によると、小学生の約8割、中学生の約6割が「保護者とルールを決めている」と回答。ルールを決めている家庭の約9割はこどもと保護者が話し合って決めています。

○ルールについては「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」(大阪府教育庁)「子どもを守る方法を知っていますか～スマホの設定、大丈夫?～」(大阪市教育委員会)が参考になります。

### (3)使用時間

- ユーチューブ(スマホ)をみる時間をどうしたらいいか。
- 放っておくと、1日中でもゲームやタブレットを見ていたい。他の家では、どのようなルールを決めているのか知りたい。
- 携帯電話の使用時間で多々言い合いになります。
- 平日：30分 週末と祝日：1時間30分
- ゲームは30分/1日と決めていて、守れている。
- 小学生の時は宿題をすませ夕食まで。中学生では部活に忙しく寝る前の1時間ほどしか出来なかった。高校生になっては自由にさせました。男の子です。
- ゲーム機は午後9時まで。
- ゲーム、スマホは午後9時まで。日中は制限は一応なし。
- ゲームは、全て歯磨きやお風呂、宿題が終わってから。
- 高校生なので、ゲームは自主性にまかせている。
- ゲーム機の時間は2時間～3時間(話し合いで決定してます)月曜日のみ4時間。
- ゲーム機、テレビなど1時間から1時間半、休憩などを挟んでまた見るなどの対応をしています。
- テレビ、PCやスマホで動画を見る時間は、野放図にならない範囲で容認。

### [エ 夫]

- こどもはYouTubeやゲームをすることが多くて、遊ぶ事が好きすぎて時間とかが守れなくなったりしてしまう。でも遊び始めに今〇時やから、この数字になった時、これで遊ぼうかと、ドリル系などにすると、飽きたりもする時もあるけど、一緒に遊んでいます。
- ゲームはしませんが、スマホを長時間みています。時間制限は設けず、「何時になれば〇〇(次の作業等)する?」ときくと、自分で時間を決めて次の行動に移りやすくなっています。
- ゲームの時間の制限は必要である。時間がくれば、Wi-Fiを切ります。
- 携帯電話も自分の部屋に持ち込まずリビングで充電させる。
- ゲーム機、音楽機器の夜間の管理について。睡眠時間・質を確保するため、夜間は預かっているが、音楽を聴きながらでないと寝付けず、或いは不眠のため夜の寝られない時間を自室で1人で過ごすために、と要求がある。健康・精神状態をみて、必要と判断すれば夜間もOKしているが、普段から要求が多い。

★大阪市ホームページをご参照ください。

**子育て家庭を応援する『親力アップサイト』**

【第34号】「子どもとケータイ・スマホについて親が考えること 2  
～家庭ルールを作ろう!～」



★アメリカのお母さんが息子にスマートフォンを持たせたときの契約書「スマホ18の約束」も参考になります。インターネットで検索すると出てきます。

★「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査(速報)」(令和6年2月、こども家庭庁)によると、

○こどもがスマートフォンを利用する青少年の保護者の **83.4%**がいずれかの方法でこどものネット利用を管理している。

○実施している取組は、フィルタリング(44.2%)、対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている(37.4%)、利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(37.0%)が上位。

【小学生(10歳以上)・保護者】(回答数410) 94.4%が管理

- ①利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(57.8%)
- ②対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている(53.9%)
- ③何を(内容)どれくらい(時間)使っているのか把握している(51.0%)
- ④フィルタリングを使っている(47.1%)
- ⑤目の前(画面が見える距離)で使わせている(30.2%)

【中学生・保護者】(回答数1005) 91.3%が管理

- ①フィルタリングを使っている(54.6%)
- ②利用してもよい時間や場所を決めて使わせている(50.2%)
- ③対象年齢にあったサービスやアプリを使わせている(44.2%)
- ④何を(内容)どれくらい(時間)使っているのか把握している(38.7%)
- ⑤課金管理等その他の目的で管理を行っている(38.3%)



## 参考資料

(小中学校における携帯電話の取扱い  
に関するガイドライン・大阪府教育庁)

## 保護者の皆様へ

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のことをご家庭で確認、約束し、その内容を学校に伝えてください。

### 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
  - (2) 校内では、携帯電話を使わない。
  - (3) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は、決して出さない。
  - (4) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。手に取って操作しない。
  - (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導する。
- ※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

### 【適切な使用に関すること】

#### 1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日 30 分、休日 60 分を目安とする。
  - (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
  - (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
  - (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
  - (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
  - (6) SNS やメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNS グループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
  - (7) SNS での友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。
- ※ これら以外の使い方については、子どもと話し合っ、その都度ルールをつくってください。

#### 2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話をもたせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知っておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。

## 児童生徒の皆さんへ

携帯電話は、以下のルールを守り、保護者が許可した場合だけ持つことができます。

### 【登下校中や学校での携帯電話の使い方に関するルール】

- (1) 登下校中は、携帯電話をなくさないよう、かばんの中に入れます。災害のときや、危ない目にあいそうなとき以外は、携帯電話をさわったり、使ったりしてはいけません。
- (2) 学校にいる間は、電源を切って、かばんの中に入れ、災害の時など、先生が指示するとき以外は決して出してはいけません。
- (3) 学校の中では、先生が指示するとき以外は、携帯電話を使ってはいけません。
- (4) もし携帯電話を勝手にかばんから出したり、使ったりした場合は、先生が預かり、保護者に直接返却します。

### 【正しい使い方に関すること】

#### 1 携帯電話の正しい使い方について

##### <自分のことについて>

- (1) お家で使う時間は、平日は 30 分、休日でも 60 分以内にします。
- (2) 自分や友だちの写真や映像、情報（名前や住所、生年月日、学校名など）を誰かに送ったり、SNS（LINE や Instagram など）にのせたりしてはいけません。
- (3) 保護者の許可なしでゲームのアイテムなどを買ったり、商品を申し込んだりしてはいけません。
- (4) SNS などインターネット上で知り合った人とは会ってはいけません。
- (5) かくし撮りやその他犯罪につながることはしてはいけません。

##### <友だちのことについて>

- (6) どんな時でも、誰に対しても、SNS やメールに、人の悪口やうわさなど、いじめにつながることは書きこんではいけません。
- (7) SNS のグループでの仲間はずれなど、いじめはしてはいけません。
- (8) SNS やメールでは、返事が遅くなることもあるので、無理に友だちに返事をさせてはいけません。
- (9) 友だちに伝えたい大切なことは、会って直接伝えるようにします。

##### <その他>

- (10) これら以外の使い方については、必ず保護者と話し合ってルールをつくります。

#### 2 その他の注意点

- (1) 携帯電話を買ってもらう時には、なぜ使うのか、本当に必要なのか、どんな機能を使うのかなどを保護者としっかり相談します。使ってよいアプリも、使う前に必ず保護者と一緒に考えます。
- (2) 携帯電話には必ずフィルタリングを設定してもらいます。また、携帯電話自体に使用制限を設定してもらいます。そして保護者には、毎日の使い方や時間、正しい使い方を行っているかを確認してもらいます。
- (3) 自分の情報を知られたり、他の人に勝手に使われたりしないように、携帯電話にはパスワードをかけます。パスワードは必ず保護者に伝えます。
- (4) 学校などで携帯電話の良いところや、注意しないといけないところを知り、携帯電話等の正しい使い方についてしっかり勉強します。
- (5) 携帯電話を使うことで何か困ったことがあったら、保護者や先生などの大人に必ず相談します。

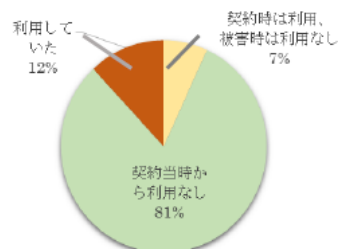


スマホを持っている子どもの保護者の方へ

# 子どもを守る方法 知っていますか

～スマホの設定、大丈夫？～

H30年SNS被害児童のフィルタリング利用状況



平成30年におけるSNSに起因する被害児童の現状 (警察庁)

警察庁の調査によると、子どもの性被害のうち、約9割が被害時にスマホの**フィルタリング(裏面参照)**を利用していなかったという結果があります。今、子どもにスマホを持たせている方も、これから持たせようとしている方も、子どもが被害に合わないよう、スマホの設定やお家でのルールなどについて、あらためて考えてみませんか。子どもがインターネットを安全に使える年齢になるまでは、保護者が知識を持ち、子どもの補助をしてあげることが大切です。



## こんなお悩みありませんか…

- ☹️ 保護者が使っていたスマホを子どもに持たせたので、閲覧制限ができていない。
- 😊 閲覧制限できます！ (⇒裏面へ)
- ☹️ 寝る時間になっても、子どもがスマホを触ってしまいます。
- 😊 子どもがスマホを使える時間帯を制限できます！ (⇒裏面へ)



## お家でのルール、決めていますか

例えば…

- 終わる時間を決める  
(21時以降は電源を切る等。友達にも終わる時間を伝えておくと安心。)
- スマホを自分の部屋に持ち込まない
- 写真や名前等をネット上に投稿しない
- 勉強中はスマホを見ない
- 不安なことがあったらすぐ大人に相談



## こんな被害に合うかも…

- ☹️ Tik Tok(ティックトック)やYouTubeなどで顔出し投稿したら、撮影している場所や制服から自宅が特定され、家の前で見知らぬ人が待ち伏せして、連れ去られそうになった。
- 😊 投稿しているのが子どもということが分かって、狙ってくる悪い大人がいることを子どもに伝え、個人や自宅が特定されるような投稿はしないように注意しましょう。  
※ちなみに、ゲームやアプリにも「〇歳以上」という年齢区分があって、Tik Tokは13歳以上となっています。
- ☹️ オンラインゲームで意気投合し、名前や住所を教えてしまったら、勝手に名前を使われ、嘘の情報をネット上に流された。
- 😊 ゲームやSNS上で知り合った人に、名前などを教えない。優しく話を聞いてくれたとしても、実は子どもに害を与えたり、誘拐したりするために嘘をついているかもしれないことを伝えましょう。

# フィルタリングの方法

「フィルタリング」とは、子どもたちを違法・有害情報との接触から守り、安全にインターネットを利用する手助けをするサービスのことです。どんなサービスを利用するのか、なぜそれが必要なのかを子どもともよく話し合って決めるとよいですね。



## どんなことができるの？（利用するサービスの種類によって異なります）

- その1. 違法・有害なサイトを閲覧できないように設定できる。
- その2. 有料アプリや課金アプリ等を勝手に購入できないように設定できる。
- その3. スマートフォン利用状況や利用時間を確認できる。
- その4. スマートフォンを利用できる時間帯を設定できる。 など

※学齢や利用目的に合わせて設定できるものや、家庭のルールに合わせてカスタマイズできるものもあります。



## どうやって設定するの？

スマホを契約購入した携帯電話事業者に相談して、ご希望の設定をしてください。すぐに相談に行けない、最低限の設定だけでもすぐしたい！という方のために、いくつかの方法をご紹介します。

### 方法1：スマホ本体のフィルタリング機能を利用する

子どものスマホを操作すればすぐに設定できるので、お手軽です！サイトの制限や使用時間の制限を保護者が子どものスマホにかけることができます。インターネットで検索すると方法は調べることができますが、いくつかの機能をご紹介します。

#### 【閲覧サイトの制限】

##### iPhone

「設定」→「スクリーンタイム」→「コンテンツとプライバシーの設定」  
→「コンテンツとプライバシーの制限」をオンにする→「コンテンツ制限」  
→「Web コンテンツ」→ご希望の制限を選択

#### 【使用時間の制限】

##### iPhone

「設定」→「スクリーンタイム」→「休止時間」  
※子どもが自分で変更できないように、保護者がパスワードをかける場合は、  
「スクリーンタイム・パスワードを使用」を設定する。

### 方法2：フィルタリングアプリを利用する

フィルタリング機能を備えた専用のアプリを利用する方法もあります

##### Android

「Google ファミリーリンク」が利用できます。  
保護者のスマホはAndroidでもiPhoneでも利用できますが、子どものスマホはAndroidのみ利用可。指示に従って進めていってください。

### 方法3：携帯電話事業者のサービスを利用する

各社からフィルタリングアプリが無料で提供されています。法律により、青少年が利用する携帯端末等を契約購入する場合はフィルタリングを提供することが、事業者には義務付けられています。



NTT ドコモ



KDDI (au)



ソフトバンク

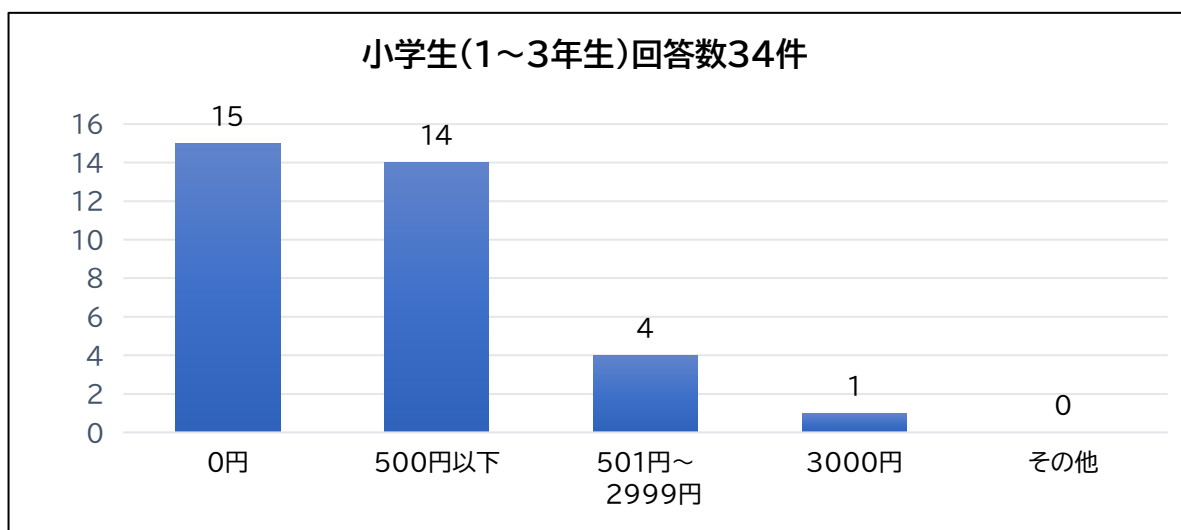


ワイモバイル



## 4.生活全般

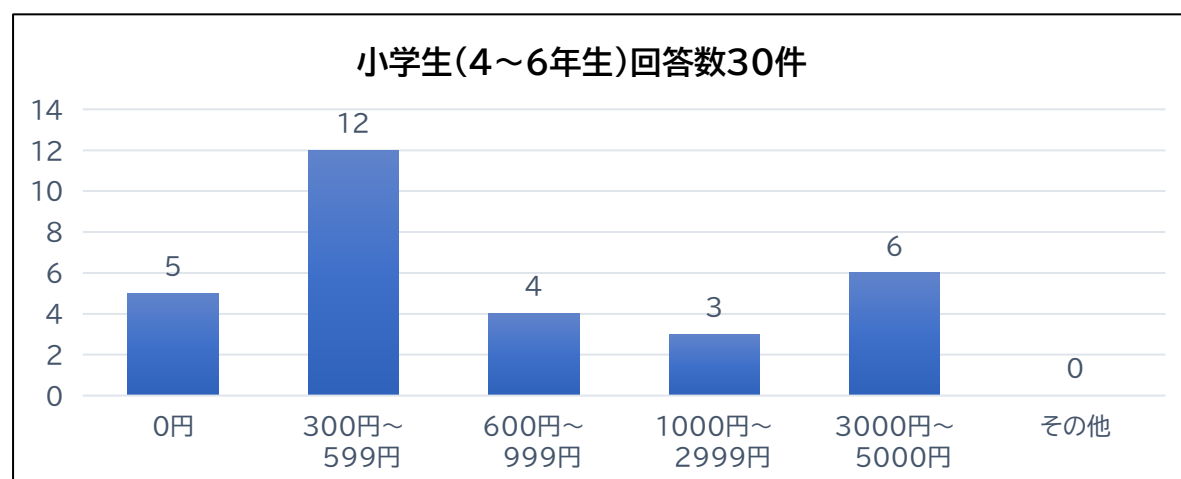
### (1)お小遣い(アンケート結果)



・0円とした家庭は「お金の計算ができるようになってから」「無くしたこともありまだ早い」など。「ほしい物が出たときに一緒に買いに行くので週や月では渡していない」「お年玉を小遣いにして、あとは買いたいときに買ってあげている」「必要なときに渡している」「適宜」「お年玉やお祝い時に受け取るお金をお小遣いにして」という回答が9件あった。

・学年×100円としている家庭が3件、学年があがると100円ずつ増額している家庭が2件。

・「基本の500円にお手伝い等でプラスをしている」「月300円でお小遣い帳をつけさせて、正しい金銭感覚を身につけられるように考えている」という回答もあった。

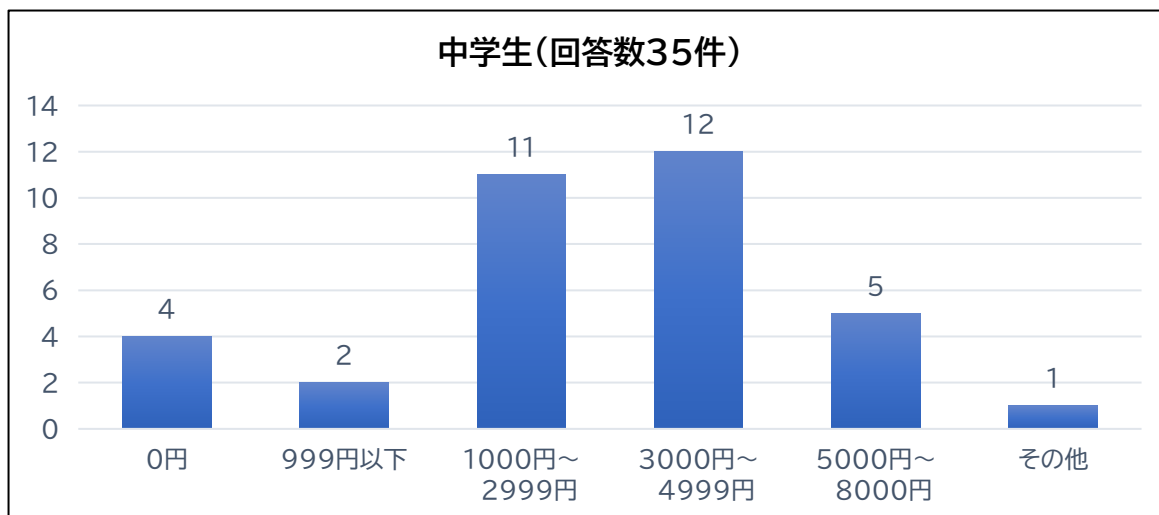


・0円は「障がいがあり自己管理ができないため」「お年玉を自分で管理して年間の小遣いとする」「軽度の知的障がいがあり計算ができないため、欲しいものやお菓子はその都度いっしょに買い物に行く」「必要なときに必要に応じて」「お年玉を小遣いにして計画を立てて使う」。

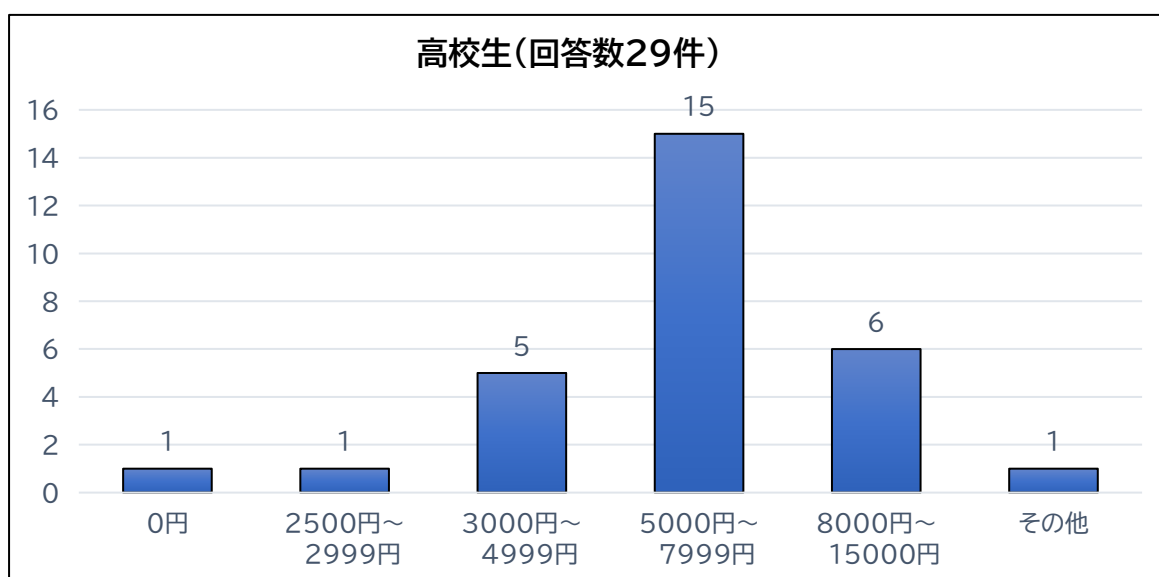
・学年×100円の家庭が5件、学年があがると100円ずつ増額している家庭が2件。

・1000円以上お小遣いを渡している家庭では学年毎の差はなかった。

・5000円の家庭は普段里子が貯め、お出かけの際に使っている。



- ・0円は「お年玉を自分で管理して年間の小遣いとする」「必要なとき(まつり、あそび、クラブの遠征、文具など)に必要なに応じて渡している」
- ・学年があがるごとに500円ないし1000円ずつ増額している家庭が8件あった。
- ・金額がまたがる場合は2学年があてはまる金額に計上している。
- ・土日に手伝いをしたときに基本の小遣いに加えて協力金として小遣いを渡している家庭があった。
- ・その他は「お手伝いをしたらポイント制で渡している」(頑張ったらその分お小遣いになるシステム)



- ・0円は「毎月定額はなし。行事や記念日等に大きく上積みしている」
- ・2500～2999円の家庭では、洋服、肌ケアなど必要な時は一緒に買い物に行く。
- ・アルバイトを始めるまでは5000円、アルバイトを始めてからは2000円という家庭もあれば、小遣いの金額はそのままでバイト代から足している家庭もあった。
- ・アルバイトを禁止している家庭では、月5000円+お手伝い3000円。
- ・「自己管理できるよう小遣い帳を書いてもらう」「スマホや趣味で使うお金、貯蓄等を自分で管理できるようサポートしながらお金の管理に慣れてもらっている」などの記載もあった。
- ・その他は「お手伝いをしたらポイント制で渡している」(頑張ったらその分お小遣いになるシステム)

## (2)おやつ・食事

こどもの年齢によっておやつの意味合いが異なりますし、こどもによって心身の状況が異なりますので、すべてのこどもに同じ答えが当てはまるものではありません。また、大人もそうですが、食欲は日々の体調にもよりますので、画一的に考えることもありません。こどものペースに合わせましょう。

ここでは、一般的な考え方をお伝えします。こどもを日ごろからよくみている保育所・幼稚園・学校の先生や、区役所子育て支援室(保育士・家庭児童相談員がいます)、区保健福祉センターの保健師・栄養士、かかりつけ医に相談するのがベストです。

- おやつをどこまで許すか。(食事量が少ないので、決めた量を食べたらおやつを与えるなど)
- おやつをもっともとの欲求の制限の目安は？

○乳幼児は食事だけでは十分な栄養が摂取できないので、おやつは「食事を補うもの」と位置付けられています。

○おやつを食べ過ぎると食事に支障が出ますので、決めた量にしておく、おかわりは一回だけにする、などルールを決めておくことも一手です。その場合、「もっと」と言われても「もう、ないよ」と言って、「いっしょに〇〇しよう」と遊びなど他のことに注意を向けさせ、おやつ以外のことに気をそらせることもできます。

○食事の量が少ないと心配になりますが、1週間単位でみると案外食べていたりします。月齢・年齢にもよりますが1か月ごとに体重を測って順調に伸びていればそれほど心配することはありません。

○運動量が少ないと食欲が出ませんので、公園で体を動かして遊ぶ、など生活リズムを整えてみましょう。

- 食事の喫食時間等、時間観念の涵養についてどのように身につけさせるか。
- 食事に時間がかかりすぎて困っています。

○食事に時間がかかるのは、おなかが空いていないからかもしれません。外遊びなどでしっかり体を動かしてみましょう。

○テレビを見ながら、おもちゃで遊びながら、の「ながら食べ」になっていませんか？「ピーマンが『食べて!』って言うてるよ」「今日は〇〇が入ったカレーだよ」と食事について話しかけながら、食べ物に関心が向くようにしてみてもどうでしょうか。「〇〇食べられたね」とほめると、こどもも食事が楽しくなります。

○あまり長時間座っていても食べられるわけではありませんので、食べる様子がなく一定の時間がたてば「もうおなかがいっぱいかな？おしまいにしようか？」と声をかけて、引き上げておかまいません。食べるようなら待ちましょう。

○無理に食べさせると食事が楽しくなくなります。口に無理に押し込むことは窒息の危険がありますし、こどもに苦痛を与えることとなります。叱ったり強制したりせず、食器や調理方法・盛り付けを変えるなど工夫してみましょう。

・食事が少なく、塩、ケチャップ、ソース等を大量につけて食べようとする。つければ食べることがあるので、どこまで許すか。

○調味料を大量に摂取すると、食物そのものの味が分からなくなるほか、塩分を過剰に摂取することになり、健康に影響が生じかねませんので、里親さんとしては心配ですね。委託児童の生育歴やそれ以外の要因によって生じている可能性もありますので、フォスタリング機関またはこども相談センターに相談してください。実際に相談された里親さんもいらっしゃいます。

・委託時、食への執着が異常だと感じたので、児相と里親会とに相談して、心理士さんとやりとりした時期があった。

○背景がない場合、年齢によりますが、小さいお子さんなら調味料のボトルやチューブそのものを見せないようにして、決まった量の調味料だけ小皿にのせて置く、一定年齢以上なら、健康上の問題(高血圧など)が生じることを説明しましょう。無理になおそうとするとこどもにとっても里親さんにとってもストレスとなりますので、少しずつ減らすなど工夫をお願いします。

○食事は個人や体調によって差がありますので、定期的に体重を測って順調に増えていけばそれほど気にする必要はありません。気になる場合は、保育所・幼稚園・学校の先生、区役所子育て支援室(保育士・家庭児童相談員がいます)、区保健福祉センターの保健師・栄養士、かかりつけ医に相談しましょう。

・今1歳3か月ですが、あまりじっと座って食べません。どのくらいまで自由にさせればいいでしょうか。

○1歳3か月くらいでは自分一人で食べるのは難しく、つかみ食べはあるものの、基本は養育者が食べさせてあげていることと思います。「今日は〇〇だよ、おいしいよ」「よく噛んで食べられたね」など、目の前の食べ物に関心が向くように声をかけてみましょう。

○いすに座らせて直後からじっとせずに食べないのであれば、おなかが空いていない可能性があります。途中からじっとしていないのであれば、おなかがいっぱいになっている、食事にかかる時間が長い、ということが考えられます。いずれにしても、食べないのであれば、「おなかがいっぱいなのかな?もう終わりにするね」と声をかけ、一旦終えましょう。そのあとのおやつは定量にして、次の食事に差支えないようにしましょう。

○離乳食のすすめ方については区保健福祉センターの保健師や栄養士に相談してみましょう。乳幼児健康診査(大阪市では3か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に集団健診を実施)で相談することもできます。

○乳幼児の食事や排せつのしつけについては、神経質にならないことです。

・食べ物好き嫌いや食べ残しなど、好きなものだけ食べさせていけばいいのか、しつけと虐待の線引きが難しく考えさせられます。

○好き嫌いがあると栄養が偏るのではないかと、健康に悪いのではないかと心配になりますね。食事は「楽しく食べる」ことが大切です。食べなければ一旦終えましょう。

○「〇〇には栄養があって元気になるよ」「おいしいよ」と声をかけたり、少しでも食べられたら「〇〇食べたね!えらいね!」と褒めたり、こども本人が自分から食べたいと思えるようにしてみてください。食べ物の好き嫌いについては、小さく切って混ぜ込んで調理する(例:ハンバーグ、炊き込みごはん)方法もあります。時には好きなものだけ食べることもあると思います。摂取量や栄養のバランスは、一食ではなく数日単位でみるとよいですよ。

○食の細いこどももいます。標準量やほかのこどもと比べるのではなく、元気に活動できているか、そのこどもなりに体重が増えているか観察してみましょう。

○アンケートでは「食事は残すならはじめから少なめに」している方もいらっしゃいました。

○一般的な乳幼児の食事や栄養に関する相談は、区役所子育て支援室や区保健福祉センターの保健師や栄養士に相談できます(常設健康相談)。乳幼児健康診査(3か月児、1歳6か月児、3歳児)で相談もできます。

○単なる偏食ではなく「感触が嫌」ということもありますし、特定の食べ物へのこだわりがある場合もありますので、改善が見られない場合には、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。

・飲食物をわざとこぼしたり口に含んだものを吐いたりした時の叱り方がむづかしい。厳しく叱咤していいのか? 現在優しく諭しているが一向に改善しないので困っています。

○こどもさんの年齢にもよりますが、おとなが反応すると関心が自分に向くのが楽しくて、その行動を助長することがあります。望ましくない行動であることを伝えつつ、淡々と対応しましょう。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第23号】

「子どもの発達過程を知り、ゆったり子育てを楽しもう」





### (3)入浴

小さいこどもの場合は安全の面から大人と一緒に入浴する必要があります。同性の里親さんがいっしょに入浴することが基本ですが、異性の里親さんがいっしょに入浴する場合は就学前まででお願いします。委託するこどもの生育歴によっては、必ず同性の里親さんに入浴していただくこともあります。その場合は児童福祉司から個別に説明いたします。きょうだい同士であっても、異性の場合は上のこどもが小学校に上がるまでにいっしょに入浴するのは止めましょう。

入浴だけでなく、寝室や着替えをする場所についても、小学校に上がるまでに男女別にしましょう。

多くの里親さんからご感想や考え方をご記入いただきましたので、ご紹介します。

#### ・いつまで一緒にお風呂に入っているか

- ・お風呂は、一人で入れるようになるまで、入ってやった方が良い。
- ・風呂は自分で洗髪や洗体が大体できるようになるまで。

#### ・いつまで異性の里親がいっしょに入浴しているか

- ・男女は初めから入浴させてない。他人同士のプライバシーを考慮の事。年齢関係ない。
- ・風呂は異性とは入らない。
- ・お風呂は、委託受け入れが6歳までの子だったので、6歳の子どもは、主人と一緒に風呂に入ってくれていました。3歳だった子どもは、3人で入ってました。6歳ともなると、少し照れがちでした。短期間でしたが主人が仕事から帰ってきてゆっくりほっこりできる子どもとの貴重な体験でした。
- ・お風呂は本人の意思に任せています。今委託されている児童はまだ5歳なので一緒に入っていますが、銭湯など公共の場所の場合は赤ちゃんでなければ性別の通りにしています。
- ・異性とお風呂は小1でやめてください、と児相から言われたのでそうしています。でもそのルールもこちらから児相に聞いたから答えてくれたので、聞かなければ知らなかったルールだと思います。お風呂のルールは児相からきちんと全里親に伝えた方がよいのではないかと思います。
- ・委託された後に性的虐待を受けた子だからお風呂は同性の方に…と言われたが、そういうことがあるなら先に伝えてほしかった。
- ・お風呂・おむつ替え・添い寝などは、性的虐待防止のためにルールが必要だと思う。例えば、女兒の場合は年齢に関わらず、里父・同居男性は一緒にお風呂に入らないなど。



#### (4)睡眠・起床

・何時に寝て何時に起きるのがベストか？（こどもが）

○こどもの成長には十分な睡眠が必要と言われています。望ましい睡眠時間は年齢により異なりますが、日中の活動がスムーズにいくように起床時刻を考えましょう。

・土日など休みの日の朝はいつも通り起こしているのか？

○各ご家庭によります。  
○日中の活動量を考えて、疲れているなと思えばゆっくり寝かせてあげるとよいでしょう。起床時刻が遅くなると、就寝時刻が後にずれる傾向にありますので、翌日のことも考えながら起床時刻を調整しましょう。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第25号】「子どもの睡眠の重要性」



なにわっ子わくわく未来プログラム(就学前児童の健全育成に向けたプログラム)

「こちよい眠りへの7つの試み」



#### (5)排泄

・5歳児です。月2、3回ほど失敗するので夜のオムツが取れません。

○排泄の自立には個人差があります。こども本人も気にしますので、焦ったり、叱ったりせず、「大丈夫だよ」と安心させてあげゆったりと構えてください。夜間に起こすのは逆効果です。養育者が神経質になると、こどももそのことが気になり、ほかのことに集中できなくなることもあります。

○寝る2~3時間前に水分を摂り過ぎていないか、体が冷えていないか、確かめてみてください。また、就寝前と起床時にトイレに行く習慣をつけることも予防につながります。身体の成長とともになくなるのがほとんどですが、気になる場合は小児科の先生に相談してみましょう。

## (6)外遊び

- ・何歳から、一人で公園に行ったりしてもいいのか気になります。
- ・公園に一人で行くのは一年生でだいじょうぶか心配です。本人はすきま時間に友達と遊びたいと言ってますし、一緒につきそって毎回、毎日行けないので。

○就学前のこどもについては、基本的に大人の付き添いが必要です。

○小学生ともなれば登下校はこどもだけで済みますので、校区内の公園であればこどもだけで遊んでも大丈夫でしょう。ただし、こども一人一人異なりますので、「ひとりで出るのは心配」と思われるようでしたら付き添いをお願いします。

事故や事件に巻き込まれることもありますので、「誰と、どこに行くのか、何時に帰るのか」は把握していただくようお願いします。

## (7)お手伝い

- ・小学校2年生の里子に今からお手伝いをしてもらっています。食事の時の配膳、片付けです。まだ早いでしょうか？

○家族の一員としてお手伝いをするのは、一般のご家庭でもあることです。本人が自主的に手伝うのであれば問題ありません。小学校低学年のこどもがお皿を食卓に運んだり、食べ終わった後に流し台まで持っていくという程度であれば、年齢を考えても無理のない範囲ではないでしょうか。

「お手伝いをさせる」というより、自分からやる気になるような言葉かけをお願いします。

○こどもの意欲を育てるには、大人がやる方が効率的であっても、十分な時間を確保し、やろうとしてくれた気持ちをしっかりほめて、「ありがとう」と喜ぶことです。そして、失敗(こぼしたり、こわしたり)した時こそが関わりのチャンスです。一緒に後片付けをしながら「せっかくお手伝いをがんばってくれたのに、失敗して残念だったね」など、こどもの複雑な気持ちに共感の声かけをしましょう。失敗を叱ったり責めたりすると、お手伝いをしなくなります。失敗しても受け入れてもらえる、どうしたらいいか学べることでこどもの自主性が育つのです。

○お手伝いをルールとして強制したり、お手伝いをしなかったらお小遣いを減らすなどのペナルティを課すことは望ましくありません。





- 将来自立のために、高校から自分で洗濯をしてもらっています。いつ頃から（洗濯、掃除、料理）してもらっていいのか迷います。そもそも、してもらうのはよくないでしょうか？
- 中高生の自分の部屋のそうじはしてもらっているが、なかなかスッキリ片付けが出来ない。他、自分の食べた食器を洗うくらいしかしていない。他の家ではお手伝いをどこまでさせているのか？

○各ご家庭により考え方が異なりますので、一律に考えることはなかなか難しい問題ですが、年齢相応でない難しいことをさせたり、学業(例:通学、宿題、定期テストの前の勉強)やこどもらしい生活(例:クラブ活動に参加する、友達と遊ぶ)に支障が生じるような過度のお手伝いは適切ではありません。

○自分の部屋の掃除については、中高生ともなれば勝手に自分の物に触られたり部屋に入られるのはプライバシーの侵害と感じますので、里親さんから見てもスッキリ片付いていなくても、「こういうふうにしたらいいよ」「手伝うこともできるよ」と声をかける程度になるでしょう。

○「将来の自立のためのお手伝いを、いつ頃から、どの程度してもらったらいいか」ということですが、そのような里親さんの思いや考え方をこどもに伝えて話し合ってみましょう。「高校生になったし、そろそろ自立に向けて自分の服の洗濯をしたほうがいいと思うけど、どう?」「来年の4月には就職してひとり暮らしだから、アルバイトのない日曜日の夕方は夕食づくりを手伝って、調理を覚えたらどうかな」と具体的に話し合みましょう。「自立のため」という目的を意識して取り組みれば、本人のやる気も起きることでしょう。

○里親委託する際には、こども担当のケースワーカーがこどもの意向を、フォスタリング機関が里親の意向を聴き、こども相談センターとフォスタリング機関が協議して自立支援計画を作成し、定期的に見直しますので、この自立支援計画に盛り込むこともできます。

○お手伝いは強制して続くものではありません。本人の自主性を尊重することが大切です。「やって当たり前」と里親さんが思うことであっても「洗ってくれて助かるよ」「ありがとう」と声をかけることで本人のモチベーションが上がり、継続によって身に付き、自立につながっていくことでしょう。

## (8)門限

門限については、多くの方からご質問・ご意見をいただきました。門限はじめ生活のルールの基本は「安全・安心」です。遅くなる「必要性」とこどもの「安全・安心」の両方を考え合わせて、門限の必要な理由を説明し、こどもと話し合って門限を決めましょう。

• 中学1年生の門限を20:00にしています。他の子は門限ないと言っていますが妥当ですか？

- 門限、暗くなる前まで。
- まだ門限を設ける年齢ではないのですが、どこかに出掛けたら、家に帰る時間は18時までには帰るようにしています。
- 門限は夕食が始まる午後6時まで（アルバイト・実習や年に数回の推しのイベント時は大目に見る）。
- 小学生は午後5時、高校生は午後9時が門限。
- 門限は年齢により分けています。中学生は19時、塾の時だけは授業終了時間で決めています。高校生は20時、バイトや塾のある日は終了時刻から帰宅までの時間を+して考えていますがバイトは遅くても21時上がりにはしてもらうように話をしています。
- 理由もなく遅く帰宅することはないので門限も設けていませんが、誰とどこに行くのかを確認して、帰宅前には必ず連絡するようにしています。
- 門限は個々に違うので相談して決めている。（アルバイト・クラブ活動、帰宅組）
- 門限は年齢によってちがう。中・高・部活、等によって。
- 門限は年齢やアルバイトの有無によって個別に設定しており、小中学生は夕食まで。中学生は部活が済み次第直ちに帰宅すること。
- 門限は決めておいて、用事が入った時には話し合っ決めて。

**門限を過ぎても何の連絡もなく帰ってこない場合**、事件や事故に巻き込まれている可能性もありますので、**児童虐待ホットライン(0120-01-7285)**にご連絡ください。折り返し担当者から連絡いたします。状況によっては、警察に行方不明者届を出していただくこともあります。

• 委託児童が門限を過ぎても帰ってこないときは、どこに連絡したらよいか？

- 門限を過ぎても帰ってこない時はこども相談センターに連絡する。
- 本人と連絡が取れない場合。1.ホットラインに一報をいれる。2.対応できない場合は警察に連絡。
- こどもと一対一で話しをして嘘の度合いにもよるが、センターに通報している。門限は午後9時までですが、午後10時半になっても帰って来ない時は、センター、緊急ダイヤル189に連絡、担当者につないでもらい、警察に連絡する。



## (9)こどもの要求への対応

「〇〇ほしい」「友達は〇〇持っている。わたしにも買って」と言われることは、里親家庭に限らず、どこの家庭でも起こることですが、こどもの要求への対応には、日々ご苦労や迷いが多いことと存じます。「要求を聞き入れるか、制限するか」の二者択一というよりも、どのようなコミュニケーションがとられるかが重要です。

こどもが「〇〇したい」と言ったとき、まずこどもの言い分に耳を傾けましょう。「〇〇ちゃんは〇〇したいんだね」「どうしてかな」とこどもを理解しようとする姿勢が大切です。そのうえで、「これくらいならいいかな」と思えるのであれば、こどもの要求を受け入れましょう。絶対だめなものは理由を丁寧に説明して(例:他人(または自分)を傷つけるおそれがある)断りましょう。条件を付けて受け入れることもあると思いますが、その場合そのこどもが達成できる条件にすることがポイントです。できない条件をつけることは、OKを出しながら実質的に「だめ」と言っているのと同じであり、こどもに不信感が生じかねません。

委託児童の生活に必要な経費は、措置費(一般生活費)のなかで支出していただくことになっていますので、将来の自立のために「社会のルール」「家計管理」のことも伝える機会とすることもできます。

・服が欲しいと毎日の様に言っています。月いくらまで被服代をだすのが良いのでしょうか。

〇日常生活に必要な被服費は毎月の措置費(一般生活費)のなかに含まれていますので、基本的にはそのなかで購入することになります。「何がほしいのか」「なぜほしいのか」聴いてみてください。こどもには「友だちが持っている物を自分も持ちたい」と思う傾向があり、あながち否定できるものでもありません。「〇〇と思っているんだね」と、こどもの気持ちにも寄り添いましょう。

〇一方、誰しも限られた収入の中でやりくりして生活していますので、将来の自立を考えれば、何でも欲しいものを欲しいだけ買えるわけではないということ、大人になったら自分で家計管理をするということを伝えてもいいのではないのでしょうか。



〇そのうえで、措置費では賄えないような服や物を「どうしてもほしい」というのであれば、「今回だけ買う」ということもあるでしょうし、



「誕生日にプレゼントする」という方法もあります。

「お小遣いを貯めて買う」「お年玉で買う」など計画的に買う方法もありますので、こどもと話し合っはいかがでしょうか。

・友だちはユニバの年パスを持っている為、頻ぱんに「ユニバ行きたい」と言ってきます。そんなに安い料金でもないのにテストで良い点とったらねなどと条件付きにしていますが、仲の良い子と一緒にの様にうちも年パスを買ってあげた方が良いのかなとも悩んでいます。

○「どうしてユニバに行きたいのかな」と、まずこどもの気持ちや言い分をしっかりと聞いてみましょう。こどもの話を聴いているうちに、こどもが大事に思っていることに気づくかもしれません。

○お金を何にどのように使うのか、各家庭、個人によって考え方はさまざまです。里親さん自身が、里子にどのように育ててほしいと考えておられるでしょうか。里親さんが何に「悩む」のか、何を心配しているのか(例:「欲しいからとなんでも買い与えたら、辛抱ができない子になるのでは」「友達とテーマパークに行くのはいいけれど、学習が疎かにならないか」)、こどもと話し合ってみてはいかがでしょうか。話し合いのなかで答えが見つかるかもしれません。

里親さん自身が「『年パスを買ってあげたほうが良いのかな』と悩む」と言っておられるのは、「仲のよい友だちと楽しい時間を過ごすことも大事なかな」と感じてもらえるからかもしれませんね。

○一方で、テーマパークの年間パスポートは高価なものですので、「お年玉を貯めて買う」「半分はお小遣いを貯めて出す」などこども自身に一定の努力を求めるという方法もあります。また、使い方にルールを決めておくことも必要でしょう。

○物を大切に使うことは、大人になっても必要なことです。本人が希望するものを渡すとき「大事に使ってくれたらうれしいよ」「お友だちと楽しい時間を過ごしてね」と一言添えてみてはいかがでしょうか。



### コミュニケーションワンポイント

相手に配慮しつつ自分の考えや気持ちを伝える方法の一つとして、アイメッセージ(I message)があります。

「私」(=「I」)を主語にして自分の考えや気持ちを伝える手法で、「私は〇〇と思う、だから〇〇してほしい」といった表現になります。「あなたは〇〇したいって言うけど、△△のことどう考えるの？」などと「あなた」(=「You」)を主語にしたメッセージに比べ相手の考えや気持ちを尊重した表現になるので、マイルドに伝わり、受け手の押し付けられた感じが軽減されます。



## (10)ルールを守らなかった時の対応

- ・門限や携帯電話の使用など、ルールの設定やそのことを破った場合の決め事など、困ることは多いです。自身の養育スキルの未熟さを痛感する毎日です。
- ・ルールを守らない時どうすればよいのか？
- ・里子が自分で持っているゲーム機を、言うことをきかないからと取りあげるの  
はありますか？
- ・ルールを守らなかった時、皆さんどんなペナルティを科しているでしょうか。
- ・他の皆さんの生活のルールの決め方、ルールを守ってもらう為の工夫等。例) 子どもと一緒に決める、ルールを守った時、守らなかった時、それぞれのインセ  
ティブやペナルティ等

・本人が決めて、ルールが守れなくなったら、また本人に調整してもらっていま  
す。夜 11 時に寝ると決めて、朝、起きれなかったので、10:30→起きれず→  
今は 9:00 に落ち着いています。本人が困らなければ本人次第とし、責任をも  
ってお好きに、の感じです。フォローはあまりしないようにしている。困るのは  
本人。

○ルールはわかりやすく、こどもが実行できるレベルで具体的に決めることがポ  
イントです。そして、なぜそのルールが必要なのか丁寧に説明し、こどもが納得  
できる内容にしましょう。基本は「安全・安心を守る」です。自分自身や周りの  
人が安全に、安心して気持ちよく過ごせるようにルールがありますので、具体  
的な場面に即して説明しましょう。

○ルールは家庭内で共有しておくことが必要です、養育者によって対応が異な  
ると、こどもは混乱します。また、年齢・学年による合理的な区別は別として、こ  
どもによってルールが異なることは望ましくありません。こどもの間で不公平感  
が生じ、ルールを守ろうという気持ちが薄れてしまいます。

○ルールの内容として、「守れなかったら、こういう悪い結果になる」ということ  
を予めこどもと話し合っておくという方法もあります。たとえば、「ゲー  
ムは 1 日 1 時間以内だよ。ゲームが終わったらゲーム機を里母に渡してね。時  
間を守れなかったら次の日はゲーム機を渡さないよ」という感じです。

○「悪い結果」として、「おやつなし」「小遣いを減らす」などその行為と直接関係  
のないことや、こどもの心身の成長に関わるようなこと(例:食事)で不利益を与  
えることは不適切ですし、内容によっては児童虐待と判断されかねません。

○「悪い結果」を予め決めず、その時々養育者の気分で決めることもよくありま  
せん。こどもにとっては「こうしたら、こうなる」という予測がつかず、どんな  
ことになるか分からないので、養育者の顔色を伺ったり、表面的に迎合したり、  
都合の悪いことを隠そうとするようになるかもしれません。

○また、この「悪い結果」が行為に比べて過度であると「罰」になってしまいます。  
ルールが守れなかった時に「罰」を与えても、効果は期待できません。特に、こ  
どもにとって大事な物を取り上げると、他の問題が起きる危険性が高まります。

(例:ばれないように嘘をつく、他人の物を盗る)

○ルールを守らなかったときは、「こんなことが起きたかもしれない。心配しているよ」と危惧していることを具体的に伝え、どうしてそんなことになったのか、再発防止のためにどうしたらよいか、こどもと話し合みましょう。根気の要ることですが、こどもがルールの必要性を理解することがルールを守るようになるための近道です。

○決めたルールや約束を守れた時は「当たり前」と思わず、「守れたこと」をしっかりとほめましょう。こどもなりに誘惑に負けず、頑張ったことでしょう。その「がんばり」をしっかりと認めることが、本人の自信や自己肯定感の向上、里親さんへの信頼につながります。

#### [ルールをつくるときの工夫]

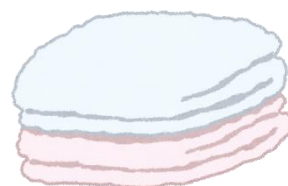
- ・生活のルールは本来なら子どもが自らを律してルールづくりしていくべきだろう。親・大人はそのサポート役であった方が、将来の自立に役立つと思われる。
- ・小学校の生活指導にそってルールを決めるのが良いと思います。
- ・生活のルールは、各家庭の考えが中心になると思う。これに併せて、養護施設のルールも参考にすると、他の里親家庭のルールを聞かせてもらって参考にする。

#### (11)その他(養育全般)

・電気のスイッチをつけたり消したりや、たたんだ洗濯物をバラバラにして遊んでいる1才の子に対して、キケンではない行動にどこまで制限すればいいか悩む。

○1歳から3歳くらいのこどもでは、「探索行動」が盛んで、引き出しや扉を開けたり、スイッチをつけたり消したりということは、普通に見られることです。こうした行動を通して、こどもは知的機能や運動機能を伸ばしていきます。ある程度こどもに付き合ったら、こどもの好きな別の遊びに誘い、一緒に遊んであげましょう。

○危険な物、触られて困る物は目の付かないところ、手の届かないところに置く、チャイルドロックやベビーゲートを使用するなど、安全な環境を作りましょう。大人側の工夫が最も効果的です。



・抱っこをせがんで下してほしいのくり返しの要求にどこまでつき合えばいいのか？

○乳幼児期は身体全体の感覚を整え、情緒的安定の土台を築く時期です。こどもは大人に抱っこされることで、不安感、不快感を落ち着かせ、安心感を得ます。抱っこされているこどもは身体全体で大人の感覚をキャッチしますので、大人がイライラすると、抱っこによってかえって不安になり、要求がエスカレートするという悪循環が生じることもあるでしょう。

繰り返しの要求の根っこにあるこどもの感覚(遊びたい、かまってほしい、なんだか心配になった、など)に目を向けて、それを満たす対応を探ってみましょう。こどもは安心感を受け取り満足すると、強い要求が和らぐことも多いです。

○気持ちよくすぐに応じることがポイントです。ずっと続けることは無理があると思いますので、「あと一回だよ」「次は〇〇のときだよ」と見通しが立つように声をかけましょう。そして、言ったことは守りましょう。

○こどもの気持ちを受け止めることで、里親さんとの愛着が形成されます。決してイライラしたり、冷たい言葉を発しないようにしましょう。

・子供の自由度はどれくらいか？ 自分の身のまわりの整理や手伝いなどできていないため。

○委託されるまでの生活の影響により、整理整頓の必要性や、整理整頓されている状態が心地よいものであるということが理解されていない場合がしばしばあります。「なぜできないの?」と責めても、本人は困惑するばかりで、改善は難しいでしょう。

○身の回りの整理はなぜ必要でしょうか。整理してあればどこに何がどれだけあるかわかるので、すぐに見つけられる(時間の節約)、重複して要らないものを買わない(お金の節約)、掃除しやすい(清潔維持)、通路が確保される(災害時の安全)といったメリットがあります。一定年齢以上のこどもであれば、このメリットを分かってもらい、少しずつできることを増やしていきましょう。要る物と要らないものを分ける、プリントなどは整理方法を決めておく、収納場所を決めてすぐにそこに入れる、が基本です。脱いだ服は掛けられる場所を作っておきます。「どこにどのように片づけたらよいのか」は、大人が具体的に伝えましょう。

片づけ方については、ネットの記事や本も出ていますので、検索したり図書館で借りて読んでみてはいかがでしょうか。

○整理整頓やお手伝いは大事ですが、最優先は穏やかな気持ちで規則正しく日課に合わせて生活することです。

片付けのために就寝が遅くなり学校に遅刻する、といったことのないようにしましょう。





※「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(令和5年12月22日)より抜粋

### 乳幼児の思いや願い

乳幼児は、例えば、「安心したい」「満たされたい」「関わってみたい」「遊びたい」「認められたい」といった思いや願いを持ちながら、身近な人や周囲の環境(社会)との応答的な関係等の中で心身の発達を図り、生涯にわたるウェルビーイング\*の基礎を築いているといった特徴を有する。\*身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあること

#### 安心したい

身近な人にくっついて、繰り返し抱っこを求めたり、触れ合ったりすることで安心しながら育つ。

#### 満たされたい

「愛されたい」「抱っこしてほしい」「食べたい」「寝たい」「関心をもってほしい」等の思いや欲求を、自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで、心地よい生活のリズムをつくりながら育つ。

#### 関わってみたい

こども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われたり、多様な人や環境(社会)と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づいたりしながら育つ。

#### 遊びたい

身近な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んだり、自然に触れて、体験して、絵本や地域行事等の文化に触れて感性を育んだり、食事を楽しむことなども含めたあらゆる「遊びと体験」を通して、様々なことを学んだりしながら育つ。

#### 認められたい

周囲の人にありのままを受け止められ、尊重され、自分の存在や意思、ペースを認めてもらうことで、自分に自信がついたり、そうした経験から他者への理解や優しさを育んだりしながら育つ。



- ・こどもが家庭で問題を起した時、嘘をついてごまかす、寄り道をして学校から帰るが遅い、部屋がきたない…どこまで児相に相談していいものか悩みます。(細かい事だし、担当の方は忙しそうだし、こんなことぐらいでは…)
- ・成長と共に出てくる課題に、日々悩むところです。現在は、学校が終わった後のお友達との過ごし方のルール等。1年生と3年生の力関係の加減の仕方など。

○一般家庭と同様、日々の生活の細かいことについても、将来のことを考えて特定の養育者が一貫した姿勢で伝えられることが家庭養育(里親養育)の一つのメリットではないでしょうか。あまり細かすぎると里親里子双方ともに疲れてしましますが、社会のルール、家庭内の安全・安心のために必要なこと、大人になったときに必要なことについては、その都度子どもと話し合ひましょう。

○養育に関してお困りのことや悩みごとは、里親サロンで先輩里親さんはじめほかの里親さんの体験談を聴くことができます。

また、遠慮なくフォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。こどもの生活歴などが背景にあることもあります。職員が対応するほか、ご希望があれば個別に先輩里親さんがピアサポーターとしてご家庭にうかがい、相談に応じることもできます(窓口:フォスタリング機関)。

- ・何才くらいから個室が必要ですか等、一般家庭、里親家庭ではどうなっているのか。

○各ご家庭の住居状況によりますが、小学生になれば、寝室は性別で分けていただきたいです。完全に個室を与えるかどうかは、里親さんのご判断ですが、一般的には自我が確立してくる小学校高学年からが多いように思われます。

## [工 夫]

- ・家庭内外で、あいさつをきちんとするよう伝えている。最初は恥ずかしがりできなかったが、あいさつすることに慣れてくると同時に、学校での様子にも変化があった。Ex. 授業中に積極的に手をあげ発言できることに喜びを感じていたり、友達とも積極的に関わるようになってきました。
- ・ルールは、家族として思いやること。ウソをつかない。あいさつは目を見て、です。ゲームに関しては、長男(社会人1年生)との約束で、1時間すれば15分休むとしております。まず大人から、帰宅すればしっかり「あいさつ」と声をかけ合うようにしています。
- ・身の回りのことは役割として本人がやっている。
- ・家族ですから、子供が何をしても「受け入れ」「しかり」「しっかり話そう」と思いますし、「反抗期中」ですがこれも子供の成長ですので(ムカつき)ながらも、私も成長させて頂いているものと思っております。

## 5.こどもの行動への対応

### (1)うそ

小さいこどもの場合は、時間の感覚が不十分であったり、現実と願望の区別ができなかったりします。また、こどもの記憶や発言は、大人の想像以上にあいまいであったり主観的であったりします。大人と会話を重ねることで、こども自身が自分の言いたいことが徐々にわかってきます。大人からすれば「事実と違うことを言っている」「うそをついている」と思われることもありますが、これはこどもの発達段階によるものですので、「うそをついている」と注意するのではなく、「〇〇したのは、一昨日だったね」「今度〇〇に行くんだね」「△△ちゃんは〇〇したいんだね」と対応しましょう。

ある程度大きくなったこどもがうそをつくのには、「怒られたくない…」「認められたい…」など、こどもなりの理由があります。これまでの体験が影響している可能性があるため、こどもの育ちの背景を考える必要があります。

委託前の生活状況によっては、「その時思いついたことを言う」のが当たり前で、事実を言うことが信頼関係の土台になるという大前提が体得されていないことも多々あるのです。

頭ごなしに叱ったり問い詰めるのではなく、こどもの気持ちや言い分をよく聴いて、「うそをつかなくても大丈夫だよ」「本当のことを言ってくれたら、どうしたらいいか一緒に考えられるよ」と伝えましょう。**こどもが「本当の気持ち」「本当のこと」を言ったときにそれを認め受け止めることが、うそを減らすうえで最も重要です。**

・事あるごとに言い訳をする。簡単にウソを言う。どうしたら？

こちらから聞かないと 自分の方からは なかなか話をしてくれない。話のキャッチボールがむずかしい。

・こどもが学校等であった話をしてくれるが、聞いていくと嘘とわかり、嘘では？と聞くと、本人もそれが嘘だったことをあとで気付くがどのように対応したらよいか？

・自分の要求を通すため多少誇張して話すが、問いつめてよいものか？

・こどもが約束を守らない時、ウソをついている時は話し合っゲームの時間を短縮しています。(子供も納得しています)

・こどもと一対一で話しをして嘘の度合いにもよるが、センターに相談している。

・週末里親として交流していた小さい頃は「怒られたくない」「したくないことをさせられたくない」為に小さな嘘をつくことがありましたが、正直に話した時に「えらいね、私なら怒られたくないから嘘をついたかも」と言うと、それまでについた嘘について正直に告白してくれたりしました。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第9号】「子どもの嘘～どう対応する？」



## (2)こどもからの暴力・暴言

- ・興奮してたたいてきたり物をなげてくるがどうしたらよいか？
- ・里母をよくたたいてくる。たたかれたら痛いと言っても興奮していると聞いてくれない。

○「叩いてくる」「物を投げてくる」あるいは「暴言」など「やめてほしい」と大人が感じる行動の背景には、こども一人一人理由や状況があります。そして、何に興奮するか、どの程度の強さで興奮するか、興奮を鎮めるのにどのような対応や時間が必要かは、年齢やこどもの個性、生育歴にもよりさまざまです。

言葉で自分の気持ちを表すことができない乳幼児でしたら、親に何かを訴えたくて叩いてくるのかもしれませんが。叩いたら大人が反応するのがおもしろくて叩いてきて、気持ちが高ぶってきてさらに叩いてくるのかもしれませんが。

あるいは、新しい家庭で生活することになって、自分が受け入れてもらえるのか不安になって攻撃しているのかもしれませんが。これまで叩かれて育ってきたために、叩いたり物を投げたりすることが意思表示の方法として学習されているのかもしれませんが。

○背景はさまざまですので、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談していただき、いっしょに考えましょう。

○攻撃的になっている場合は、ひとまず、こどもの安全に配慮しつつ距離をとりましょう。興奮する、物を投げてくるには何か原因やきっかけがありますので、前後の状況をよく観察し、原因について考えてみましょう。暴力や暴言が生じる状況を作らないことが最も効果的です。

○こどもが落ち着いてから「さっきは暴れていたね。〇〇ちゃんがけがをしたかもしれないよ。心配だな。どうしたのかな」などと話しかけましょう。答えが返ってこなくてもかまいません。こどもに「あなたのことを気にかけている」ということが伝わればよいのです。

○暴れているこどもは、実は本人もどうしてよいのかわからず困っていることが多いのです。ですので、「なんで叩くの?」「叩いたらだめ」と言っても効果はあまり期待できません。かえって「自分のことがわかってもらえていない」と感じ、里親さんとの距離が開いてしまうかもしれません。こどもの気持ちに寄り添い(こどもの気持ちに思いを馳せる、想像してみる)、ゆっくり話を聴くことが、子どもとの信頼関係を築く近道です。



・かんしゃくを起こしたときの対応。

接触過敏のようなものがあり、触れないものが増えてきた。触りたくないものを触ってしまったときにかんしゃくを起こしてしまい、本人も辛そう。

触れたものも急に触れなくなったり靴下もなかなか履けない。

朝学校に行く前にかんしゃくを起こしてしまうので、せっかく着替えたのに全裸になってやり直したり、とやっているのに時間がいくらあっても足りなくて遅刻気味です。

愛着障害からの不安定さからくるものかと思っているのですが、ほんとにそうなのか？里親の対応の仕方がよくないのか、どこに確認すればいいのか、わからないままです。

・里母をたたく、ける、物を投げるなどの時にどう対応したらいいか。学校しづりで朝の準備で小さいきっかけで崩れることもあり、毎日教室まで送っていますが、いつまですればいいか悩んでいます。20~30くらいやられると「もう！いいかげんにして！」と怒ってしまいます。どう対応したらいいか？

〇本人のこだわりや過敏さが強くなるということは、他にストレスに感じていることがないかを見極める必要があります。こども自身も困っていることと思います。そのような場合は、児童福祉司・児童心理司や場合によっては医師も含めてどのようにしたらこどもが生活しやすいかを里親さんとともに考えます。

お困りのことがあれば、早めにフォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第3号】「子どもが新しい親と出会うとき～赤ちゃん返り、反抗などはよくあること」



【第87号】「怒り・イライラに振り回されない！子育てに活かすアンガーマネジメント」



### (3)自傷行為

・最近自傷行為がみられるようになってきた。里親として非常に緊張感を持っている。相談も重ねているが、対症療法ばかりでなかなか解決方法が見いだせない。専門医にもアドバイスいただきたいと思っているし、大きなことになったらとも不安にもなることがある。

・依存的な自傷行為について困っている。

○自分を傷つけていることについて心配していることを伝えましょう。根ほり葉ほり聞いたり、お説教したりしないようにしましょう。本人を尊重しながら、安全・安心な環境をつくるのが大切です。

○こどもの生育歴などに背景があることもありますので、対応の方向性についてフォスティング機関やこども相談センターに相談してみましょう。

### (4)金銭持ち出し

・里親のカバンやサイフからお金をぬいたことがあった。

○お金や物を盗ることの背景はさまざまです。罪悪感を持ちながら、だめだとわかっているけれど盗ってしまうということもあれば、衝動的に盗る習慣が身に付いてしまっていて、そこに思考が及んでいない場合もあります。里親が金銭持ち出しに気づいていることの伝え方を工夫し、ほしい気持ちを素直に言えるようになることが理想ですが、多くの場合改善には時間がかかります。

○手持ち無沙汰な時間を作らない、取られて困る物はこどもの目につくところに置かないことは、即効的な対処法としては有効です。

○生育歴に要因があることもありますし、個別性の高い問題ですので、フォスティング機関またはこども相談センターにご相談ください。





## (5) 周りの人と関係が取りづらい子ども

・愛着障がいというのはどこで診断されるものになるのでしょうか。  
発達障がい、知的障がい等は手帳があり社会から認められていて、支援方法も確立されていて療育も充実しているなど感じるのですが、愛着障がいもとても本人も辛そうですし、育てにくさがあり大変です。適切な愛着障がいへの支援が必要だと思い、先日の研修の米澤先生の本を読んで試みてはいるのですが、なかなか難しくうまくいかないことも多いです。

○こどもの成長発達には、本人の資質の要因に加えて、どのような情緒的関わりをこれまで受けてきたか(=愛着関係)の要因が大きく影響します。幼少期に受けた情緒的関わりは、本人も意識せずコミュニケーションの基盤として体得される面があります。いずれにしても、生じていることを具体的に観察するところから本人に合った効果的な関わり方を探ることになります。

○こども相談センターが里親さんに養育をお願いする前には、生育歴や家族関係を児童福祉司が調査し、児童心理司が心理判定し(こどもの年齢や状況によります)、一時保護したこどもは生活上の課題を見極め、必要に応じて児童精神科医が面談し、児童相談所としてそのこどもにふさわしい支援のあり方(援助指針)を考えます。フォスタリング機関は、援助指針に基づき、自立支援計画を作成します。里親は、その自立支援計画に基づいて養育することになっています(里親が行う養育に関する最低基準第10条)。

○養育でお困りのことがあれば、ひとりで抱え込まず、フォスタリング機関やこども相談センターにご相談ください。



## 6.学習・学校

### (1)学習・宿題

- 宿題をどれくらいみてあげるのか。
- 宿題以外の自宅学習をどれくらいさせるのか。

○学年やそのこどもの状況にもよりますので、学校の先生に相談するのが一番です。大切なことは、自分から宿題に取り組むこと。生活のリズムのなかに、宿題や翌日の学校の準備を組み込むように、こどもといっしょに決めましょう。

- やる気がない子にはどう対応するのか。
- 勉強が嫌いで塾に行っているのですが、なかなかやる気がなくむずかしいです。

○「やる気がない」のはどうしてでしょうか。「学校の勉強についていけない」「なぜ勉強しないといけないのかわからない」など、こどもによって理由はさまざまです。経験不足や発達に課題のあるこどもも少なくありませんので、まずは学校の先生に相談しましょう。フォスタリング機関やこども相談センターでも相談に 응じることができます。

○「全国学力・学習状況調査」の結果の分析によりますと、学力の向上には基本的な生活習慣を身につけることが大切であることが明確になっています。また、自尊心(「自分は生きている価値がある」「自分は大切な存在だ」という気持ち)が高いほど正答率が高い傾向があります(次頁「親力アップサイト」参照)。

○こどもをよく観察し、ちょっとしたことでできるようになったことがあれば、「できるようになったね!」と喜びを分かち合いましょう。「うまくできない」「やり方がわからない」「やりたくない」ときも、素直に言えばいっしょに考えるようにしましょう。このような経験を通して、こどもが「大切にされている」「やればできる」「失敗しても大丈夫」と感じれば、「もっとできるようになりたい!」「こんなことをしてみたい!」と意欲も育ってくることでしょう。

- 塾や家庭教師の利用はどう考えたらいいのか。

○塾や家庭教師の利用をこども自身が希望していますか?何のために利用したいのでしょうか?まずはこどもの考え、気持ちを聴いてみましょう。こどもが利用を希望し、里親さんもそれがいいと思い、経済的にも大丈夫ということでしたらご利用ください。事前か事後にこども相談センターへの連絡をお願いします。

○中学生が学習塾を利用する場合は、措置費で実費が支払われます(後払いで請求が必要です)。なお、家庭教師の利用については、原則支弁不可ですが、集団学習に馴染むことが困難である場合、上限はありますが支弁可能です。また、小学校5年生・6年生については、大阪市の習い事・塾代助成があります(月額1万円まで、所得制限あり、事前申請要)ので、ご活用ください。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第13号】【第41号】【第71号】「子どもの生きる力をはぐくむ家庭のちから」



## (2)不登校

・学校登校を拒否する子どもへの対応方法。無理をさせたくないという考えで休んでもらうと習慣化することがあります。

○「学校に行きたくない」と言う背景には、朝起きられない、疲れる、体調が悪い、授業がよくわからない、友達関係に悩みがある、などいろいろな事情があることがほとんどです。また、実際に理由をきちんと説明できるこどもはほとんどいません。登校を強制すると、「しんどさを分かってもらえない」と逆効果になることもあります。こどもの話をゆっくりと聴くことが大切です。

こどもの状況にどう対応したらよいのか、フォスタリング機関またはこども相談センターに相談しましょう。

## (3)性教育

・小学校1年生だが、もう男の子とキスをして恋人つなぎをしたと言うが、性教育はいつ行うべきか？

生理等も小学校の3年でなる子もいて昔と違って早くなる子がいるがいつ教えるべきか？

○インターネットから多様な情報が簡単に入手できる時代だからこそ、養育者がこどもに対してオープンに話し合うことが求められます。

性教育は生教育と考えましょう。人との距離の取り方、ルールの大切さ、自分を守る方法、自分も相手も大事にする、気持ちをコントロールする方法などを伝えるとよいでしょう。

○施設では、小さいころからプライベートゾーンの話(水着で隠すところは大事なところなので、人に見せたり触らせたりしない)や境界線の話(人とは腕一本の距離を開けるとお互いに安心)をしています。個別には、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。

○特に、年齢に合わない性的な言動が見られるときは、何らかの性的虐待を受けていた(あるいは、現在あっている)可能性がありますので、すみやかにこども相談センターにご相談ください。

★**里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック**をご参照ください。

④⑥「性の課題への適切な対応」(58頁)

## 7.しつけ・虐待・権利擁護

### (1)しつけと虐待の区別

- ・しつけと虐待の境目が難しい。これもダメなのか？と考える場面がある。
- ・どこまでしつけ？どこから虐待？行政の見解は？
- ・どこまでがしつけで、どこまでが虐待か？子育てには正解がないので。
- ・体罰は絶対ダメな事か？ダメな事をした時、たたかれて痛い思いをして痛いから他の子もたたいたら痛いからやったらダメなんだとわかってほしいと思う。

○登録前研修で学ばれたとおり、児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つです。詳しい定義は、別途配付されている「体罰等によらない子育てを広げよう」をご覧ください。(こども家庭庁ホームページにも掲載)

○みなさんのなかには、「こどものしつけのために『罰』として痛い目に合わせている」「私もそうして育てられた。体罰は虐待ではない」と思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、養育者の意図が何であれ、「虐待」に該当する行為は「虐待」であり、一時的に効果があるように見えても、こどもが真に理由を理解していなければ行動の改善にはつながりません。それどころか、「自分は悪い子なんだ」と自己肯定感が下がったり、ストレスを抱えたり、とマイナスの影響のほうが多いのです。

**国連子どもの権利委員会・一般的意見8号では、体罰を「有形力が用いられ、かつ、どんなに軽いものであっても何らかの苦痛または不快感を引き起こすことを意図した罰」と定義しています。体罰と同様に、こどもをけなしたり、侮辱したり、脅迫したり、こわがらせたり、笑いものにするような罰も禁止されています。**

**児童福祉法第47条第3項においても、「施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定されています。**

#### 【子ども虐待対応の手引き】(4頁)

「虐待の定義はあくまで子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待と言うものではありません。親はいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子ども側にとって有害な行為であれば虐待なのです。」(小林美智子、1994)

○しつけとは、「子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、こどもをサポートして社会性を育む行為」です(「体罰等によらない子育てをひろげよう」)。しつけのために暴力や暴言は必要でしょうか。「体罰等によらない子育てをひろげよう」(こども家庭庁ホームページ)には、具体的なしつけのヒントが記載されています。ぜひご一読ください。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第15号】「子どもと話すために～子どもは社会の存在 私たち  
おとなのできること～」



・具体的にどこまでが罰則として許されるのか？となりの部屋で落ちつくまで出て来ないように指示など。

○「となりの部屋で落ち着くまで出て来ないように指示」すると、本人が恐怖を感じたり、「閉じ込められた」と受け止める可能性もあり、そうすると「児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」に該当する可能性があります。

○しつけに「罰則」は必要でしょうか。「罰則」で一時的に望ましくない行為が収まったとしても、こどもが真に理由を理解していなければ行動の改善にはつながりません。「(罰を受けないよう)見つからなければいい」「正直に言わない」という方向に向かっていくかもしれず、問題は悪化します。

特に、虐待を受けてきたこどもは、根底に大人に対して不信感や警戒感を持っていることが多いので、罰で一旦問題が収束したように見えても、長期的には逆効果です。

○「しつけ」は、「こどもをサポートして社会性を育む行為」です。こどもが自律的に「していいこと」「してはいけないこと」を判断できるよう、理由も含めて話し合うことが大切です。

○こどもの興奮がなかなか収まらず対応に苦慮する場合は、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。そのこどもに合ったクールダウンの方法を里親さんといっしょに考えます。





◎これらは全て「体罰」です

- ・言葉で3回注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・友達を殴ってケガをさせたので、同じようにこどもを殴った
- ・他人のものを取ったので、お尻を叩いた
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった
- ・掃除をしないので、雑巾を顔に押し付けた

◎「児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」です

- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、こどもの存在を否定するようなことを言った
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしていなかった

※「体罰によらない子育てのために」より引用

・子どもからの暴力（なぐる・ける）に対して頭をはたく行為は虐待ですか？（5才男児）どこからが虐待ですか。

○こどもの暴力に対して「こどもの頭をはたく」ときの、里親さんの気持ちや考えはどのようなものでしょうか。「いらっとして」「腹が立って」でしょうか。それとも「頭をはたけば、痛いことがわかって、暴力を止めると思う」からでしょうか。

こどもであれ、大人であれ、暴力をふるっているとき、ほとんどの場合気持ちが高ぶって興奮しており、冷静ではありません。興奮しているこどもに暴力をふるっても、さらに興奮するだけで、収まることは期待できません。往々にして暴力はエスカレートします(暴言も同じです)。

○5歳という年齢や、そのこどもの発達の程度を考えたとき、なぜ里親さんに暴力をふるってくるのでしょうか。自分の思いどおりにならなくていらいらしている、言葉で伝えられなくて暴力で表現している、など理由はいろいろ考えられます。身の安全を確保するため距離をとり、「あぶないから叩くのは止めようね。6数えて落ち着こうか」「どうして叩いてくるのか、お話して」と声をかけてみましょう。「暴れたらしんどいね」「深呼吸して落ち着こう」と優しく諭し、落ち着くのを待ちましょう。それからこどもの話を聞いてください。


○こどもの年齢や発達状況により対応方法は異なりますので、早めにフォスタリング機関またはこども相談センターに相談しましょう。里親さんといっしょに対応方法を考えます。

もともと児童福祉法第33条の10において委託された児童への虐待は禁止されており、第47条第3項において体罰も禁止されていますが、令和4年12月に民法等の一部改正があり、児童福祉施設の長や里親の監護・教育について次のように改正されました(「懲戒」という言葉はなくなりました)。

### 児童福祉法第47条第3項

児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六条の三第八項に規定する内閣府令で定める者又は里親(以下この項において「施設長等」という。)は、入所中又は受託中の児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護及び教育に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。この場合において、施設長等は、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

## 懲戒権に関する規定の見直し(民法改正、令和4年12月10日)

改正前	<p>民法820条(監護教育権) 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p> <p>民法822条(懲戒権) 親権を行う者は、民法820条の規定による監護及び教育に必要な範囲で、その子を懲戒することができる。</p>
	
改正後	<p>民法820条(監護教育権) 親権を行う者は、<u>子の利益のために</u>子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。</p> <p style="text-align: center;">↓ 具体化・明確化</p> <p>民法821条(子の人格の尊重) 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、<u>子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず</u>、かつ、<u>体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない</u>。</p>

- ・児童虐待の口実に使われることがある。
- ・「懲らしめ、戒める」という強力な権利との印象

※社会的に許容される正当なしつけは、民法820条の「監護及び教育」として行うことができる

※児童福祉法の改正も同様

改正前民法822条(懲戒権)

## (2)叱り方・しつけ方

・叱り方の具体例

・いくら言っても聞いてくれない時、どこまで叱っていいの？

○「ちゃんとして」「まじめにやって」という抽象的な言葉では、こどもはぴたっと理解できません。「〇〇してね」と望ましい行動を具体的にシンプルに伝えましょう。そして、できたときには褒めましょう。

○人格を否定したり、決めつけた言い方をするのは逆効果です。たとえば、「あなたはだめな子ね」「どうせ私の言うことを聞く気がないんでしょ」と言われたら、こどもは「この人の言うことを聞こう」という気持ちがなくなり、その場しのぎの行動をとることにつながります。

○フォスタリング機関が実施するスキルアップ研修ではペアレントトレーニングの講座もありますので、受講しましょう。

・いくら言っても聞いてくれない時、怒ってもダメです。忘れて（その部分）楽しくできる事をする。しつけというより、私はこれをやったらいやなんだ!!という事を訴える。

・しつけと虐待は、紙一重。我が子同様に躰をする。いくら言っても聞かない場合は、児相に相談する。

・どこまでしつけ？と児童にどう伝わるか毎日毎日家族で話し合いながら暮らしていますが、家族のしつけ、ルールは他の家族のルールと違うので、行政にも里親家族のルールなど家庭訪問など利用し、担当者へ伝えそれぞれに児童養育に関わっていくしかないと思う。

・常に子供と話し合いをしている。どうしても聞き入れない、問題ある時は子供の担当者と連絡を取り合っています。

・こども相談センターに相談する。

・週末里親なので悪い事は悪い事と伝える事はしますが、キツく叱る事は避けています。家族が気を使って接してくれています。

・ペアレントトレーニングを意識して頑張っている。

・簡単で効果的なテクニックを身につけておくことも肝心かと思います。



## 参考資料

(「はーもにい」(家庭養護促進協会神戸事務所発行 令和5年12月15日)コラム)

「子どもというのは、自分で本当に大切にされているという実感を持ってから、自分の言うことを十分聞き入れてくれている人の意見を聴くことができるようになるのです。『自分の言うことをよく聴いてもらえた後に、人の言うことを聞き入れることができる』という順番があるのです。『先生の、お父さんお母さんの言うことを聴きなさい、あるいは社会のルールに従いなさい』と大人が子どもに言うことは、子どもの言うことを聞き届けられた後なのです。この順序を間違えてはならないのです」これは児童精神科医の佐々木正美先生の言葉です。

「うちの子は私の言うことをなかなか聞かないんですよ」というのは、日頃子どもの言うことをしっかり聞いていないから、と言えるのかもしれません。

最近、子どもの意見表明権が大切に考えられるようになってきました。子どもの権利条約第12条にこの権利について書かれています。英語版では「聴かれる権利」として表現されています。自分の考えていることや悩み、気になること、自分のいろんな気持ちをちゃんと聞いてもらう権利があるのです。

しかし、日頃親や大人に話や気持ちを聞いてもらえていなかったり、一人の人間として大切に思ってくれていたり、尊重されていると感じていなかったら、話を聞いてもらおうという気持ちになれないかも知れません。私も遅まきながらこれまで順番を間違えてこなかったか、気になるところです。

<橋本 明>



### 受け入れてもらえないと会話する気がなくなる

里親に自分の意見を言っても「うちではこうやっているから」と返事されると、私は「うち」ではなく「そと」の人間なのだなあと感じます。一応、話は聞いてくれるけれども、返事に期待できないので、会話する気がなくなってしまいます。

※「里親・ファミリーホーム養育指針ハンドブック(全国里親委託等推進委員会) ④子どもが自分の気持ち表現をできる環境づくり」(53 ページ)より引用

- 大きな声で叱るのは虐待とっていますがその様に叱らないと本児はナメて言うことを聞かないのですがどうしたらよいでしょうか。
- きつくしかられないからと里親をなめる時がある。みなさんはどうやってなめられないようにしてる？

○「こどもになめられる」というのは、どういうことを指しているのでしょうか。「なめる・なめられる」というのは、「力関係の上下」「主従関係」を前提とした言葉ではないでしょうか。

○まずは、こどもがどうしてそういう態度をとるのか、話を聴いてみましょう。こどもの機嫌が悪いようであれば、時間を開けて聴きましょう。話し合いがしづらいうでしたら、フォスタリング機関、こども相談センターにご相談ください。

○力で押してしつけをすると、こどもは余計に態度を硬化させます。また、こどもの身体が大きくなったり、弁が立つようになると、力関係が逆転してしつけができなくなるということが往々にしてあります。特に、養育者が有形力を行使している場合には、家庭内暴力に発展することもあります。

ご質問のように「大きな声で叱らないと言うことを聞かないので、大きな声で叱る」ということを続けていると、こどもが大きな声に慣れてしまって、より大きな声で叱るようになっていたり、さらにエスカレートして脅迫的な内容(暴言)になったり、手が出てしまうということになる可能性があります。「相手の言うことに耳を傾け、話し合って問題を解決する」という態度が身に付かなくなってしまうかもしれません。

○もちろんこどもの安全に関わる場面で(例:危険な行為を止めさせる)咄嗟に大きな声で制止することは問題ありません。

○こども自身が委託前の生活経験で力で抑えられる関わりを受けていたり、対等な信頼関係のモデルがない環境にいた場合、自分より立場が上か下かと見ることによって相手に見せる態度が手の平を返すように異なるということがしばしばあります。そのため、大人でも怒りを感じさせられることがあるものですが、感情的に怒りをぶつけるのではなく、明確な枠組みを一貫して伝えることが必要です。

○しつけは根気のいることです。多くの里親さんが、48頁のように対応され、次の欄のように工夫されています。こどもの状況によって一人一人対応方法が異なりますので、フォスタリング機関またはこども相談センターに相談しましょう。ペアレントトレーニングを受講したり、里親サロンでほかの里親さんの話を聴くのも有効です。



### (3)しつけの工夫

- こどもを 1 人の人格を持った人間として扱う。まずは里親がこどもの考えや思い、気持ちを理解しようと努める。
- 週末里親をしていた頃は施設の文化と里親宅の文化の違い（言葉遣いや食事のマナー等）でどこまで口出ししていいのか迷いながらも何度も注意してしまいましたが、今は「大人になってどういう人になりたいか、どんな人たちと付き合いたいかを考えて言葉遣いやマナーを自分のものにして欲しい」と伝えています。
- 夫婦でしつけについての考え方が異なる時があり、話し合うことがある。
- 何かあった時のために、里親会に顔出したり、家庭養護促進協会さんともすぐ連絡がつくようにしています。

★大阪市ホームページをご参照ください。

子育て家庭を応援する『親力アップサイト』

【第 1 号】「子どもに伝わるほめ方・叱り方」



【第 32 号】【第 37 号】【第 38 号】『親力』向上してみませんか？  
～コーチングというコミュニケーションを学ぶ～



【第 87 号】「怒り・イライラに振り回されない！子育てに活かす  
アンガーマネジメント」



## 参考資料

(令和5年度大阪市里親会シンポジウム  
講演資料より一部抜粋)

# 子どもの声に耳をすまして～子どもとつくる里親制度～

(大阪公立大学教育福祉学類 伊藤嘉余子教授)

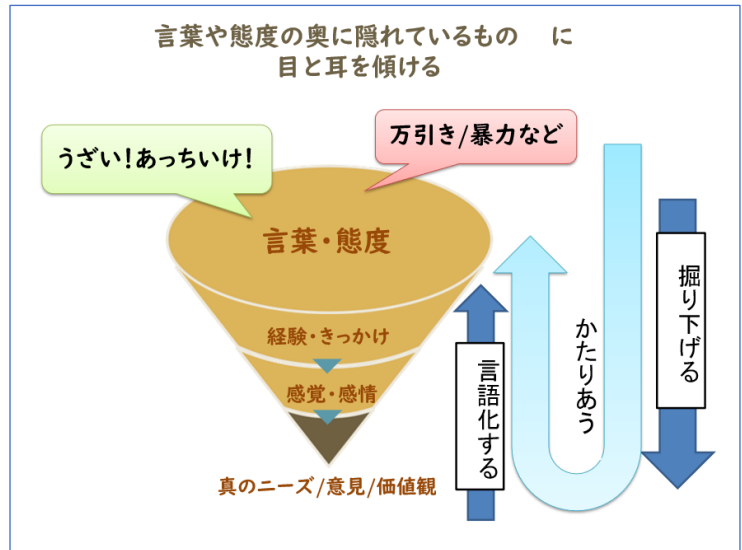
## 「子どもの声をきく」とは、どういうことか

- ・何でも子どもの言いなりになるということではない
- ・子どもの声(表面)に振り回されすぎない
- 「心の声」をきく(聴く/訊く/利く)
- 「子どもが本当に言いたいこと」を代弁(言語化)

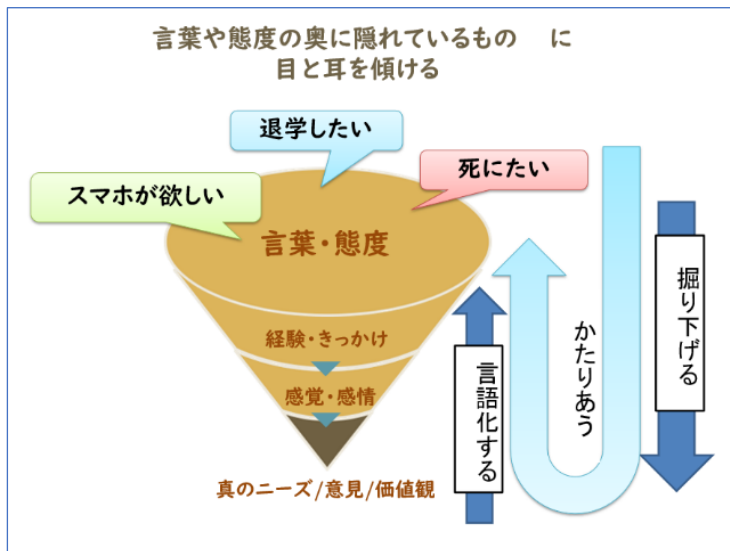


「子どもの声をきく」というのは、かたちだけ「子どもの話を聞く」のでは意味がありません。聴かせてもらった子どもの声をどう実際に反映、実現させることができるかをおとなと子どもと一緒に考えることが大切になります。

子どもの声を聴き、子どもの生活や人生に子どもの意見・要望・意思を反映させていくには「5つのきく」が大切になります。「(適当に)聞く」のではなく「(しっかり)聴く」こと。そして「どうしてそう思ったの?」「どんなきっかけがあったの?」と「訊く(質問する)」こと、子どもの声の奥にあるものを訊き、その声をおとなが「自分ごと」として考えていきます。その上で、子どもにとって「効き目のある着地点」を見出し、そこに向かって一緒に行動していく姿勢が大切になります。



私たちおとなは、子どもが要望や意見を伝えて来たときに、その声を掘り下げる前に「そんな言い方したらダメでしょ」とその言葉や行動を叱ってしまったり、「それは無理だよ、なぜなら…」と意見を取り入れられない理由を説明しようとしてしまったりしがちです。こうしたやりとりばかりが続くと、子どもは「どうせ言っても無駄」「おとなは意見を聴いてくれない」と、おとなに心を開いたり、気持ちや意見を言ったりするのをあきらめてしまったりします。



子どもが少し無理なことを言って来たとしても、すぐに説得しようとするのではなく、「この言動の奥には何があるんだろう？」と探求する気持ち(余裕)をおとなには必要になります。さらに「どうしてそんなこと言うの？」という質問は、相手を責めているようにも聴こえるので、ききかたにも工夫が必要です。

子どもに「どうしてそんなこと言うの？(Why)」できく前に、「何があったの？(What)」でおちついて尋ねることができると、子どもの心の奥に一步近づくことができます。子どものイライラしている態度や、欲しいもの・やりたいことを思いついた【きっかけ】になった出来事・エピソードをまずはきいてみましょう。「友達とけんかした」「先生にいやなことを言われた」など「事実」が語られたら、「そしてどう思った？」と気持ちをきいたり「どうしてほしい？どうしたい？」等とこれからのことをきいたりしてみましょう。こうした、おとなと子どもの「語り合い」を通して、ゆっくりと「子どもの心の円すい」をらせん状に下に掘り下げていき、子どもの心の奥底にある「本当の気持ち/ニーズ」にたどりつくことを目指します。

子どもが自分で自分の思いや意思を言えるようになるには、幼い時からの積み重ねの中で、「言ってよかった」という小さな成功体験が必要です。社会的養護の子どもたちは、意見を聞かれる機会が少なく、自分の大事なことを自分がいないところで決められ、それを後から受け入れることを強いられる経験を重ねています。だから、そういった子どもたちに「言っても無駄だ」と諦めさせない、もしくは、諦めてしまっている子どもたちに、「言ってよかった」という経験を積み重ねていけるかが養育の中で大切になってきます。



## [感想・意見]

- いくら言っても聞かない時、あきらめるしかないですかねえ…
- 実子も含め長年子育てをしましたが未だに解りません。その時その時懸命に考えて対処していました。
- マンションの廊下で自転車にのって怒られたのに、なかなかやめなかった。
- “しつけ” 怒っても自分で悪いと認めない時がむずかしい。
- 里親の場合には一発解消(注:虐待と認定されると里親登録が抹消される)ということもあるので、強くしつけられないという気持ちが多少ある。
- こどもと関わっていく中で、短期間だと甘やかしてしまう所が多かったりします。こどもへのしつけなどもあまり厳しくしすぎてしまうと逆効果なので、一緒に学んで行こうと思います。
- しつけは後回しになっています。伝えるだけは伝えるけれども、その通りにするかどうかは本人任せになっていて、まーいっか、と思ってしまっています。反省。
- 人としてしてはいけないことは、社会に出ても必要なもので、しっかり伝えて言います。常に大人も成長と思っていますので、家ではリラックスできるよう本音と言えるよう環境作りにつとめるだけです。あと、中学校の担任の先生、野球部の先生方にも恵まれ、人としてとか先輩として、思いやる!!を指導して下さっているのでありがたく思っています。
- 4年程前に、一保委託の3歳男児が暴れておさまらない時に、暗い風呂場に閉じ込めることで落ち着かせたことがあった。長くても1分位でドアを開けたが、怖がっていたので不適切な対応だったと思う。その後テレビで閉じ込めが虐待に当たると言っているのを見た。言葉遣いは気をつけているが、声が大きくなってしまふことがあるので気をつけなければいけない。
- ケースワーカーの方なども里親に代わり子どもに注意をしてくれたら良いと思います。しつけなどは任せきりなのに問題ごとがあるとそれについては里親側に問題があるような捉えられ方をする時もあるので養育者はやってられません。
- 子どもの意思表示は尊重する。しかし尊重しすぎると逆に親は何もしなくてよいことになる。「アドボカシーのジレンマ」それは養育義務の放棄にならないのだろうか。
- 家庭生活をスムーズに送るために必要なことは躰。叱る/ケースバイケース。





## 8.宗教

### (1)宗教行事への参加

里親家庭における宗教行事への参加(例:朝夕の礼拝)や寄付については、子ども自身から「嫌だった」「参加したくないけれど言い出せなくて困っている」という声が上がったことが何度かあります。「参加しないと里親さんの機嫌が悪くなる」「参加するとお小遣いがもらえる」といった理由だったり、「世話になっているので断れない」という子どももあり、「子どもの意思」のように見えても、真に自由に決めているわけではないことがあります。

子どもにも信仰の自由がありますので、間接的にでも(例:参加しない理由を聞く)半ば強制になっていないか、里親さん自身の信仰を押し付けていないか、本当に本人が自由な意思で参加しているのか、十分気を配っていただくようお願いします。

常に「参加は自由だよ。参加しなくてもいいよ」と声をかけるようにしましょう。宗教行事に参加しなくても不利益を被ることはないこと、断ってもよいことを、その子どもの年齢や理解力に応じて、繰り返し丁寧に説明することが必要です。その上で子どもの意思、判断に任せましょう。

また、里親委託の前に子ども相談センターの担当ケースワーカーが保護者の意向を聞いていますので、自分自身で判断することが難しい年齢の子ども場合は保護者の意向にも配慮してください。宗教行事に参加する前に、子ども相談センターにご確認いただくようお願いします。

- 本人の意志に反して宗教を強要する事は良くない事だと思いますが、ご家庭がそういう環境であればしょうがないのですか。こちらが教えて欲しいです。
- 宗教行事に強制的に参加させることは、虐待であるとの判断であるが、本人の意思に基づく、宗教行事の参加はとくに問題はないのか。
- 宗教の強要はしないが、本人が納得して自ら参加する場合は良いのか？
- 祭儀・催事の参加はいいのか?(朝夕の礼拝)
- 私は宗教はありません。が、その家が参加しているのなら、子供でも一緒に参加しても良いと思います。
- 一般家庭においても新年に神社へ参拝し御供をし、一年の平安を祈るという行為はしている。里親宅が他の宗教をしていたら、強要をしなくとも、その宗教のやり方で祈る事は自然な事だと思う。仮に里親宅が八百屋さんなら野菜を食べる機会が多いただろうし、魚屋さんなら魚と、それと同じだと思う。
- 強要ではないにしろ、本人の意志を表示してもらったり、尊重するのは難しいと思う。かといって参加させないと、のけもの、特別扱いしているような気もする…。

○子どもにも信仰の自由がありますので、その子どもの年齢や理解力に応じて説明し、意向を確認しましょう。意思表示が難しい子どもの場合は、保護者の意向を配慮する必要があります。

○里親さんは社会的養護の担い手として、社会的な責任に基づいて子どもを養育

しています。「うちはこのだから」と決めつけるのはやめましょう。

- 何をやるにせよ、強要はだめでしょう。
- 本人がいやだと思っても断りにくい状況もあると思うので、自主的に参加希望以外はNGだと思います。
- 基本宗教は里親側の自由だが、それを里子に行事参加等させるのは絶対に反対です。里子側からの参加希望があれば良いと思いますが里親側からの勧誘や強要はどの宗教でも絶対にいけないと思います。
- 強要はあってはいけませんし、礼拝などの参加も本人の意志が尊重されるべきだと思います。子どもが無理して自分の意思に反して参加していないか、強要されてはいないか、きちんと児相が把握して里親さんに対して伝えてほしいと思います。
- 全て本人と話をして本人の意見を尊重すべきだと考える。
- 朝夕の礼拝、お供え等、児相からの指導で一切させていない。
- 里親宅が何らかの宗教を信仰していても、里子は一切関わらないのがベストだと思います。
- 宗教を里親から押し付けるべきではない。私は無宗教なので、まだ分別がつかない幼少期は同様に無宗教で通すべきと考える。どうしても避けられないなら、いろいろな宗教のイベントにまんべんなく参加できる環境にあるなど、考え方に偏りが出ない対応が望ましい。
- 里親をされている方は、何らかの宗教を信仰されている方が多いと思いますが、子供が意思表示できる年齢であれば強要はダメだと思います。
- 強要はいけないと思うが行事など子どもが参加したい気持ちがあれば良いと思う。
- 本人が自分から参加したいなら良いのでは？ 里子の一人一人のその時の機嫌や発言内容で、決めつけた判断をこ相がする時がある。同じ子供でも、参加したくてする時もあれば、気が向かない時もある。気が向かない時に知らずにいつも通りに声かけられたら、ムリじいしたと言われる事もある様だ。

- 宗教行事の日は里子に同行してもらおう。礼拝行事時がまんでできないなら外に出ているように指示するが、礼拝行事内でわがまま言ったりするがどう対応するかに困っている。1人で留守番できたらよいが、まだ1人でさせるのは不安。
- 1人自宅に置いて行くことができない幼い子は連れて行きます。宗教活動に参加することを願いますかもしれませんが、強要とお願いの線引きは難しいと思います。

○自分で意思表示をすることが難しいこどもの場合は、保護者の意向への配慮をお願いします。

○こどもが参加したいと言っても、行事中にじっとしていられなくて、里親さんが困ることもあると思います。そのような場合はレスパイト・ケアをご利用くだ

さい。日程が決まれば早めにフォスタリング機関にお申し込みいただくようお願いいたします。レスパイト先が必ず見つかるとは限りませんので、その点ご了承ください。

## (2)季節的な行事・単発の行事への参加

- どこまでの行事参加が適正なのか。
- お盆、正月など季節行事のみ行なってるが問題ないのか？

○初詣、七五三、クリスマスなど、社会に広く受け入れられている季節折々の行事については、こども本人が希望しているのであれば問題はないでしょう。また、葬儀は死者を悼みお別れする1回限りのご家庭の行事ですので、こども本人が嫌がるのでなければ参加することは問題なく、むしろ大人になってそのような場に出ることになったとき役に立つでしょう。

- 宗教の強要はダメだと思うが、初詣や、七五三のお参りなど、家族で参加する行事には、一緒に参加しても良いと思う。
- 強要することはまったくないが お墓まいりに行く？と聞くとたのしみにしてお墓にお水をかけたりしていました。

- 子どもを養育する過程で、宗教は必要ですか？不要ですか？行政の立場を明確に知りたい。
- 何事も本人の意思を尊重しているが本人の心の安定を願い促す事があります。
- 強要はしていないが、そうでなければ宗教はこどもの心を豊かにし、優しさや人の事を思いやる心を育て、優れた人格形成に寄与するものなので、そういうものを伝える事は良いと思う。
- 行事にもよるが社会性を身につけるうえでは成長のプラスになる。リクリエーションとしての行事等は子どもの楽しみである。
- 宗教行事で人格や性格も良くなるから参加はいいと思う。

○人に対する思いやりや物を大切にす姿勢等は、生きていく上で必要なことですが、宗教によらなければ伝えられないというものではありません。宗教や信仰に関わりなく、生活の中で伝えていただきたいと考えています。

○レクリエーションの要素が強い宗教行事についても、こどもの意向の確認をお願いします。こどもが参加を希望しているのであれば問題ありません。

- 宗教も全てのことも、自分で感じて、もっと広い世界を見て道をきり開いてほしいので、強要はありません。私の実父の葬儀も(昨年)、大切なクラブ(野球)の試合と重なってしまっていたので、里子には、普段と変わらず学校とクラブの生活をしてもらいました。高校生になり時間があれば、お寺や教会も見聞のひとつとして行くことがあるかと思いますが、すべて本人の思うところでいいと思っています。ただ「良い事をすればいいことが巡ってある」とは伝え続けてます。

## 9.里親養育支援事業(フォスタリング事業)

### (1)訪問支援

- 施設職員の里親支援、フォスタリング、センターそれぞれの家庭訪問は、日程調整するのに苦労をします。来られるのであれば合わせていただけるのが一番望ましく思います。
- 家庭訪問の頻度はもう少し少なくてよいと思う。電話連絡などを増やしてその分減らして欲しい。
- 月に一度の訪問、正直しんどい。書類などしょっちゅう返信する物があり大変。

○里親家庭への訪問頻度は、厚生労働省の通知である「里親委託ガイドライン」に定められており、これに基づいて訪問しています。

ガイドラインでは、「委託後は、里親と子どもの関係は日々の生活の中で、さまざまな状況に直面するので、児童相談所や里親等委託調整員等、里親支援専門相談員等が連携を図り、定期的に訪問し、子どもと里親の状況を確認し、相談支援を行う。委託直後の2か月間は2週に1回程度、委託の2年後までは毎月ないし2か月に1回程度、その後は概ね年2回程度訪問する」となっています。

新規の委託児童がいれば、そのこどもについて訪問が必要になりますので、複数の委託児童がいる場合には訪問回数が増えることになります。

○以上は里親養育を支援する観点からの訪問ですが、こどもの意向・意見を把握するためにこどもを担当するケースワーカーが年に2~3回こどもと面接する必要があり、里親家庭で面接することもあります。

○お手数をおかけしますが、社会的養護の担い手として公的責任のもとで養育していただいていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

- 里親担当、ケースワーカーさんは養育経験のある方や専門的経験や知識のある方にして頂きたいです。こちらの困り事を相談しても相談にもならない職員さんもおられ、里親の心理的負担が増えるだけでした。

○ご負担をおかけし申し訳ありません。こどもはひとり一人背景が異なりますので、どんなに経験を積んでいても、その場でお答えできることとできないことはあります。その場合は、後日お伝えしています。

職員は社会福祉の専門職として採用され、児童福祉司として必要な研修を受け、経験と学習を積んで専門性を高め、自己研鑽にも努めていますが、はじめから完璧なわけではありません。また、里親支援に限らず、個人の経験だけで相談に対応すべきではなく、すべての相談に対して組織的対応を心がけており、助言内容については帰庁後スーパーバイザーに報告しアドバイスを受けます。専門外や即答できないことについては所内で協議します。

里親さん、こども相談センター、フォスタリング機関、学校園などの養育チームでこどもの育ちを支えていますので、ご理解をお願いします。



・里親支援員さんに話しを聞いてもらえるのはたいへんありがたいが、プロの心理カウンセラーによる支援もあればと思う。

○現在フォスタリング機関には心理相談員を配置するようお願いしており、自立支援計画に基づく支援の内容についてご相談いただけるようにしています。

また、援助方針を見直さなければならないような状況であれば、こども相談センターの児童心理司が支援に加わることもあります。

## (2)里親サロン

・サロンは平日だと仕事で参加がむずかしいので土、日だと助かります。

・里親サロンを土、日もやってほしい。

◎里親サロンは大阪市里親会が大阪市から受託して実施しており、4つの里親サロンを毎月1回開催していますが、北サロン、東サロンはほとんど土曜日に開催しています。里親さんの居住区にかかわらず、どのサロンにもご参加いただけますので、ご都合のよい里親サロンにご参加ください。

・むずかしいと思いますが、サロンの日程がもっと早く（2カ月前とか）わかればうれしいです。（仕事の調整がしやすいです）

・里親サロンに行きたいと思うが、職場がシフト制でシフトが出来上がってからサロンの日程を知るので参加できない。

◎里親サロンの日程は会場の確保に左右されます。早く会場を押さえられる場合は向こう3か月の予定を決めているサロンもあり、事前にわかっている場合は先の予定も「里親サロンのご案内」に掲載しています。

大阪市里親会のインスタグラムで里親サロンの日程やイベントの予定を掲載していますので、フォローしていただければいち早く日程を知ることができます。

## [感想・意見]

・里親サロンは里親が担当されているが、自分は余裕がなく手伝いをしていないため、参加するのが申し訳ないと思う。ただ、里親になったばかりの頃、他の里親の様子を知ることができてよかった。

・里親サロンも色々な意見交換ができてお互いに高め合う機会になっていると思います。

・（近くの）里親どうしの交流をもうすこしして欲しいです。

・里親サロンの土日などの集まりで乳児院の子どもたちと接せられるなど夫婦で近場の施設などでボランティアの募集があればありがたいなと思っています。

・いつもありがとうございます。平日は参加できなくて残念ですが、参加できればしたいと思っています。いざとなれば聞いてくれる所があり、人がいることは安心します。参加はできないですけど存在は心強いです。すみません。



### (3)レスパイト・ケア

- ・主人が仕事で私が体調が悪くなった時に娘を預ける先がなくて困ったことがあるので、そういう場合どうすればいいか知りたい。
- ・これまで夫婦で外出しなければならぬ時、息子や娘に頼って何とかしていたが、今後、結婚等あると頼めなくなるので、レスパイトをお願いしたいと思うが正直やり方がわからない。

○「レスパイト」とは「一時的な休息」という意味で、里親さんが病気になった時、養育疲れ、冠婚葬祭などの社会的事由で、一時的に里子の養育が難しくなった場合に、施設やほかの里親さんに再委託する事業です。

再委託を受けていただける施設や里親さんの確保が必要ですが、ご利用になりたいときはフォスタリング機関またはこども相談センターにご連絡ください。必要な書類をお送りします。病気やご葬儀の場合は急になると思いますが、委託先のマッチングに時間を要しますので、できるだけ早めにご連絡ください。日中だけの預かりもできます。

○詳しいことは「レスパイト・ケア」(74・75頁)をご覧ください。

- ・レスパイト・ケアは身内に不幸があった時にしか利用した事はありません。里親の休息のためにも利用できたら良いなと思います。

○レスパイト・ケアは里親さんの休息のためにも使えます。ご利用になりたいときはフォスタリング機関またはこども相談センターにご連絡ください。

- ・レスパイトで幼児を預かった際、帰宅後に里子と里親との関係が悪化したように思うことが2回あった。良いレスパイトにできずに申し訳なく残念に思った。

○レスパイト・ケアを引き受けていただきありがとうございます。気になることがあれば、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。安心してレスパイト・ケアを引き受けていただけるよう気をつけてまいります。

- ・今まで養育里親さんにレスパイトに行くことがあったのですが、特別養子縁組が成立するとレスパイトがつかえなく、友達の家にあそびに行く感覚になります。お互いの状況もわかり必要に応じた対応を責任をもってするために制度として使えるしくみがほしいです。

○特別養子縁組が成立すると実の親子になりますので、委託児童を養育している里親を対象としたレスパイト・ケアは使うことができません。保護者の病気や育児疲れ、冠婚葬祭等の社会的事由であれば、一般の子育て支援サービスを使うことになります。日中であれば保育所等の「一時預かり」、宿泊を伴う場合は乳児院・児童養護施設の「こどものショートステイ」を使えます。対象児童、費用は「子育ていろいろ便利帳」をご覧ください。

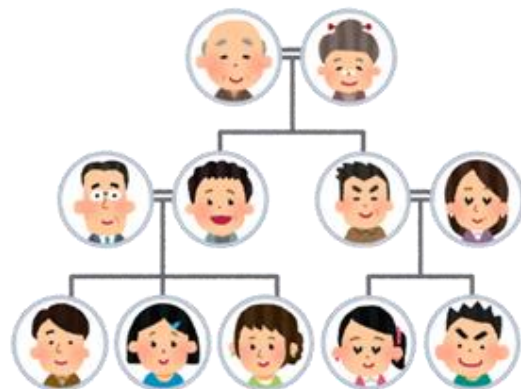
## [感想・意見]

- レスパイト・ケアは必ず必要な時だけ利用する。
- 今のところ月一で利用している。
- 1人で抱えこまず、レスパイト・ケアも時には必要だと思います。
- 限度があると思う。
- レスパイト・ケアに関しては相談の上、積極的に利用しています。
- レスパイトの使用無くしては、里親活動は成り立たない。



### ライフストーリーワーク

自分がどんな親から生まれたのか、どのように育ってきたのか、なぜ実親と離れて暮らしているのかなど、信頼できる大人といっしょに生い立ちを整理することで、これまでの自分自身の歩みを理解するためのワークです。「自分のせいで実親と離れているのではない」「たくさんの方が関わってくれた(ている)」と実感することで、未来に向かって希望をもって進むことができます。



#### (4)親子関係再構築支援

・毎日一緒に生活をしているのは里親家族で里子も里親家族との生活が充実しているが、母子面会ができる児童、できない児童を預かっていく中で、児童にとって毎月必要だろうか、母子面会後に児童が情緒不安定になる姿をみると毎月必要なのかと思います。

・子供の本当の幸せのため実親の現在の状況を冷静に判断をお願いします。

○日々丁寧にこどもを養育していただきありがとうございます。実親との交流で不安定になるこどものことを心配してくださっていることに感謝いたします。

もともとの家庭と里親家庭でものやお金の使い方が異なったり、「嘘をつかない」「約束を守る」といった基本的なルールが異なったりして、価値観や生活文化の違いからこどもが不安定になることも多いかもしれません。

○こどもは24時間生活をともにし、お世話して下さる里親さんに信頼感を抱いていることと思います。里親さんとの信頼関係が育ってくると、「実親と里親のどちらを大切にしなければならないのか」と葛藤を抱くこと（「忠誠葛藤」と言います）があります。

○また、実親と交流するなかで、自分自身の存在の源である実親を生みの親として大切に思う気持ち、なぜ一緒に住んで育ててくれないのかという怒り、こうあってほしいと期待する親像と現実とのギャップからくるいらいら感など、こどもそれぞれが様々な感情を抱きます。そのため、ご指摘のように、面会後に情緒不安定になることも多々あります。

○一方で、実親はこどもをこの世に送り出してくれた唯一無二の存在です。時間とエネルギーをかけて実親のことをこどもなりに理解し、「受け入れる」「距離を置く」「支える」「断る」などこども自身が実親に意思表示できるようになる方向で育てることが望めます。こどもが自分自身を肯定的に捉え前向きに生きていくことにつながるからです。ですので、実親のことを悪く言わない、否定しないようお願いします。そして、揺れ動くこどもの気持ちに寄り添い、受け止めていただきたいのです。

○実親との交流をどのようにするかは、こども、里親、実親の意見を聴き、こどもの最善の利益の観点からこども相談センターとして考えますので、面会交流後の様子についてはフォスタリング機関またはこども相談センターにお知らせください。また、気になることはいつでもご相談ください。



## (5) 養子縁組里親への支援

・ 当方養子縁組しております。対象を分けてアンケートをとることは難しいのでしょうか。会報の内容や講演等も養育里親の話題が多いように感じます。縁組した家族向けの話題もふえるとうれしいです。

◎ 今回のアンケートは養子縁組の方にも子育てに必要な情報を共有していただける内容となるよう作成いたしました。講演・研修に関して、養育里親向けと特に意識しておりません。子育てが「避けたい関わり」とならないよう、養育の質の向上が求められると考えます。今後も里親会では愛着障がい・発達障がいなど養子・養育とも共通した話題、アンケート結果や里親サロンでの意見を参考に会報誌・講演など里親皆さまの関心事に対応できるよう、テーマを盛り込んでいきたいと考えております。

◎ また、令和6年度より養子縁組の方向けの里親サロンの開催も計画しています。

・ サロンなどに参加すると、特養さんの養子成立後の援助がたちどころに終了することに戸惑いの声が上がっている。支援の継続をしていただきたい。

・ 縁組した人＝支援対象外になっている気がしてどこに相談すればいいか。共感しあえる人と出逢うにはどうすればいいか（親子ともに）。縁組してくれた団体さんは障がい児対象なので、そこにも共感しあえる人はいず…。子どもが横のつながりを求めた時のために里親会に入っていますが、他に情報があれば教えてください。

○ 特別養子縁組成立後は、実親子となりますので、一般の子育て家庭と同じように子育て支援サービスを利用することができます。

○ 一方、真実告知や実親との関係など、養子縁組家庭ならではの相談ごともあると思います。家庭養護促進協会では養子縁組成立後の親子を対象としたイベントや講演会を実施したり相談にに応じているほか、こども相談センターやフォスタリング機関でも相談に対応していますので、ご利用ください。





## (6)その他

- ・里親を増やすためにももっともって制度を知ってほしい。
- ・身近に感じてもらえるようなシンポジウムをしてほしい。自分の知り合いも誘いたい。

○フォスタリング機関では概ね毎月 1 回里親相談会を開催しているほか、市民学習センターとの共催で、3 回連続学習会を開催しています。

○里親会でも毎年秋に里親シンポジウムを開催しており、登録里親のみなさまにチラシをお送りしてご案内していますので、ぜひご参加ください。

- ・子ども担当のケースワーカーが異動のときにしかあいさつに来なかったり、全然面識がなかったりする。忙しいとは思いますが、子どものアドボカシーの観点からも訪問すべきと思う。
- ・里子担当と里子の面談などの交流がほとんどない。さらに異動によって担当者が頻繁に変わる。センターの里子担当には里子と直接関わって、里子のことをもっと知ってほしい。

○こども相談センターの里親担当とフォスタリング機関は直接的には里親さんの養育を支援する役割、こども相談センターのこども担当はこどもの権利擁護の観点からこどもの意見・意向を把握したり、実親との関係調整をする役割を担っています。

○こども担当の児童福祉司は、原則として学期ごとに 1 回こどもと面接して、こどもの意向の把握に努めることとしています。「里子担当と里子の面談などの交流がほとんどない」というようなことがないよう、徹底いたします。担当が替わってもこどもや里親さんとの信頼関係の構築に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。

- ・養育里親ではあるが、本当の親のつもりで覚悟を決めて本気で取り組んでいる。行政側も、これを汲んで対応してほしい。具体的には、養育里親を信頼してもっと自由度や裁量権を里親に持たせるべき。最終責任は行政側にあるが。

○里親のみなさんが、実親と同様にこどもに愛情を注いで日々養育してくださることに感謝しています。

○一方、里親は実親とは違い、社会的養護の担い手であり、社会的な責任に基づいて養育を提供しています。児童相談所長からの委託により養育を提供し、最終的には児童相談所長が責任を負います。養育に必要な費用や里親手当は都道府県等から里親さんに支払われます。

里親養育は児童福祉法に基づく制度であり、最低基準を守っていただくことが前提となっていますので、養育状況の報告、訪問の受け入れ、自立支援計画に基づく養育、児童手当の管理など、ご協力をお願いします。



・里親さんにお任せします、というようなことが多いような気がします。  
お金(児童手当等)に関することもきちんと通帳管理されているか確認するべきなのは、と思います。

また里親に対して、子どもの課題としてこういうことがあるので、こういう風に支援してください、と具体的に明確に児相から伝えてほしいと思います。  
色んな方が家庭訪問に来られていますが、信頼関係も築けないまま担当もコロコロ変わりますし、ただ話を聞いてくれるだけ、様子を見に来ただけ、と感じます。  
話をよく聞いてくださり、とてもお世話になっていますが、もっとこちらに要望してくれてもいいのにな、と思います。

○里親さんにこどもを委託する場合は、こども相談センターは、こどもや保護者の意向をふまえて援助指針を作成し、フォスタリング機関が里親さんの意見も聴いて自立支援計画を作成し、里親さんにお渡しし説明することになっています。  
自立支援計画には、こども本人について「支援上の課題」「支援目標」「支援内容・方法」を記載しますので、基本的にはこの自立支援計画にそって養育することになります。  
進路や大きな手術などについては、フォスタリング機関やこども相談センターと相談していただきますが、日常生活上のことは特段の事情がない限りは里親さんにお任せすることになります。  
気になることがありましたら、電話などでいつでもご相談ください。また、定期的な訪問の際に養育状況を伺い、養育状況報告書を提出していただいていますので、助言が必要な場合はその際にお尋ねいただくこともできます。

○こども相談センターの担当者からの説明が不十分で、「里親さんにお任せします、というようなことが多いような気がします」と受け取られたのかもしれない。  
こども相談センター及びフォスタリング機関の職員には、自立支援計画の位置づけ、里親さんからの意見聴取と説明について周知徹底いたします。  
里親さんとこども相談センター、フォスタリング機関、実親、学校園等が手を携えてこどもの育ちをチームで支えていく必要がありますので、今後ともご協力をお願いします。

・こどもが病気を発症した際には、実親さんの持病の情報をあらかじめ知らせていただけていたら、もっと早くに医療に繋げることができたのと思うところがあります。  
遺伝しやすい病気については、実親さんの個人情報保護よりもこども優先で発症前から情報開示していただきたいです。

○ご心配をおかけして申し訳ありません。遺伝的な病気や体質もありますので、こどもの健康に関わる情報については、個人情報に配慮しながら可能な範囲でお伝えするようにいたします。

お気づきの点や気になることがありましたら、フォスタリング機関またはこども相談センターにご連絡ください。

・養育里親と週末里親の両立を認めて欲しい。制度的に難しいのであれば改革して欲しいですし前例がないのであれば信頼出来る里親を通して前例を作って欲しいです。週末里親のメリットは少しずつ会うことによってお互いゆっくりと考えることが出来ると思います。

・週末里親を継続しながら養育里親をしたい。週末の里子が理解できる年齢になればケースバイケースで可能にする事は出来ないのか。

そういう説明も含めこ相での最初の面談時にしっかりと話をして欲しかった。出会ってしまったので今更後悔しても遅いが、最初から養育で登録しておけばよかったと思う。なぜ無理なのだろうか。実子がいるのと同じ感覚だと思う。

○養育里親としてご登録いただきながら、週末里親の活動にご尽力いただきありがとうございます。

○週末里親事業は、施設に入所しているこどもに、家庭生活を体験させ、週末里親という「自分だけを見てくれる特別な存在」との愛着関係を築き、成長や自立を促すことを目的としている事業です。

○養育里親として他の里子がいる中、週末や長期休暇等だけ泊まりに来て、他の里子とも一緒に過ごし、自分だけが施設に帰らなければならないのは、こどもにとっては複雑な気持ちがするでしょう。週末里親として迎え入れていただいているこどもにとって、週末里親は「自分だけを見てくれる特別な存在」でいていただきたいのです。

○こどもや施設の意向等を考慮したうえで、週末里親活動をしない期間に限定して、短期の委託一時保護やレスパイト・ケアの受け入れ先となっただき、養育里親としてご活躍いただくことは検討できるかもしれません。こども相談センターにご相談ください。

・特別養子縁組が成立し、これから養育里親としても活動し家庭が必要な子供たちを少しでも支えたいと思っていますが、センターからはもうしばらく娘の世話に専念してほしいと言われました。まだ1歳なので、ヤキモチを焼くかもしれないからと。しかし、娘は人が大好きで初めて会った子とでもすぐ仲良くなって遊びますし、逆にこれからどんどん大きくなってからのほうがいろんなことを理解してヤキモチを焼くのではないかと思います。小さいうちの方が里子ちゃんがいることを受け入れやすいのではないかと思います。一概に小さいからダメ、と言わず、その家庭のすでにいる子供の性格なども考えて、委託してもらってもいいのではないのでしょうか？何より、悲しいニュースが続く中で行き場のないたくさんの子供たちがいるなら、今すぐうちと一緒に温かいご飯を食べて寝かせてあげて、愛情を注いであげたいと思っています。

○特別養子縁組成立後も、養育里親として一人でも多くのこどもの役に立ちたいというお気持ちをもっていただき、ありがとうございます。

○こども相談センターの職員が「もうしばらく娘の世話に専念してほしい」とお

伝えただけには理由があります。こどもには、「困ったときに守ってくれる人」「怖い思いをしたときに不安を取り除いてくれる人」「何かができるときにいっしょに喜んでくれる人」が必要です。一定期間そのこどもの様子や行動をしっかりと見守り、タイムリーに声をかけ、丁寧に関わり、愛着形成に努めていただきたいのです。

○今日、こどもの健やかな成長を保障するには、養育者との愛着形成が極めて重要であることが明らかになっています。この愛着形成には、毎日の一対一の温かく受容的な関わりを粘り強く積み重ねることが必須となります。

○赤ちゃんを例にとりましょう。赤ちゃんは言葉を発することができないので、泣いて知らせます。「おなかが空いたよ」と泣いたときに、養育者がすぐに気がついて駆け寄り「おなかが空いたのかな。ミルクを飲もうね」と声をかけ、おむつを替え、ミルクを飲ませます。赤ちゃんが握っていたラトルが顔に落ち、痛くて泣いているとき、養育者は「痛かったね」と声をかけながら、顔をさすったり抱っこして「大丈夫だよ」と慰めます。また、特に理由はなくても、なんだか退屈だったり淋しかったりして赤ちゃんが泣くこともあります。こんなときも、養育者は「どうしたの？抱っこかな？」と声をかけながら抱っこします。赤ちゃんが初めてつかまり立ちができたとき、養育者が気づいて「たっちできたね!すごいね!」と喜ぶことで、赤ちゃんは自分に自信をもつことができます。

日々のこの繰り返しで、赤ちゃんは養育者を「自分を守ってくれる人」「安心させてくれる人」「励まし認めてくれる人」と認識し、養育者への愛着が形成されていきます。

こういった関わり方は、子育ての基本なのですが、その後の成長の基盤となる乳幼児期には特に大きな意味合いがあります。お子さまが今1歳だとすれば、間もなく第一次反抗期がやってきます。その時期をいかに乗り越えるかも、愛着をしっかりしたものにする上で重要となることでしょう。

○愛着が形成されると、安心して戻れる場所があるので、こどもはいろいろなことに挑戦していくことができ、養育者から離れることもできるようになります。

○養子となったり里親委託されるこどもは、何らかの形で愛着対象の喪失(例:保護者との離別・死別)を経験しており、そうでないこどもよりも愛着形成が脆弱な状態にあることが多いものです。だからこそ、お子さまの成長発達の基盤をつくるために、こども相談センターとしては、時間をかけてお子さまとの間にしっかりした愛着を育てていただきたいと思います。それまでは養子となったこどもだけを養育していただくようお願いします。

○「一概に小さいからダメ」というものではありませんが、新しくこどもを委託する可能性がある場合は、お子さまとそのこどもの状態や生育歴を考慮して慎重に判断します。里親さん・お子さま・委託の可能性があるこどもの関係性がどうなるのか、時間とともにどうなっていくのかについても、こども相談センターは専門的に見極める必要がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

## [感想・意見]

- 無理とは思いますが、お電話頂いた時のかけ直して、別件対応中などの時、要件をメールで入れられたらありがたいのだが。そういうシステムは作れないか？担当者の方にしても、要件を見て返信（電話）する方が、都合つけやすいと思う。
- 担当が変わることは子にとっても里親にとっても、大きな出来事であるため、なるべく変わってほしくないというのは正直なところ。連携は密にと希望。
- 個人情報保護の観点から難しいとは分かっていますが過去に預かっていた子の行く末は、どの子のことも気になっていきますので、元気でやっているかなど、少しでも知ることができたら、と思います。
- もちろん子ども第一でしょうけど、もう少し里親のしんどさもわかってよと思う時があります。
- 担当のケースワーカーが変わるのは仕方ないですが 子どもからするとまた一から関係を作るのがめんどくさいと思っているようでした。
- 地区担当や里親・ホーム・子ども担当のワーカーさんが頻繁にかかわらず、同じ担当さんで長く関わる事ができれば、子どもへの支援もプラスになるんじゃないかと思います。
- 里子に携わる者同士の情報共有、其々の意思疎通が欠けている様に感じ思い込みなどから不信感に繋がることもある。
- 信頼して頂き、感謝しております。気づいたこと、思ったこと、お伝えする時も、ていねいに耳をかたむけて頂き、感謝です。
- とてもたよりになるし、助けていただきありがとうございます。学校も話してくれたり、月1回の面会では、里子とたくさん話し、学校でのぐちなどしっかり聞いてくれ、私の負担が軽くなり、本人もガス抜きができています。いつもありがとうございます。
- わからない事など、すぐに聞いて、教えていただけるのでとても助かっています。
- 里親支援機関を含めて手厚いサポートに感謝しています。



## 10.資 料

### (1)里親が行う養育に関する最低基準

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第四十五条第一項の規定に基づき、里親が行う養育に関する最低基準を次のように定める。

#### (この府令の趣旨)

**第一条** 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童(以下「委託児童」という。)について里親が行う養育に関する最低基準(以下「最低基準」という。)は、この府令の定めるところによる。

#### (最低基準の向上)

**第二条** 都道府県知事は、その管理に属する法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて当該里親が行う養育の内容を向上させるよう、指導又は助言をすることができる。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)にあっては、前項中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、「都道府県」とあるのは「指定都市」と読み替えるものとする。

3 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては、第一項中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の長」と、「法第八条第二項に規定する都道府県児童福祉審議会(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会(以下この項において「地方社会福祉審議会」という。))に児童福祉に関する事務を調査審議させる都道府県にあっては、地方社会福祉審議会」とあるのは「法第八条第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関」と読み替えるものとする。

4 内閣総理大臣は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

#### (最低基準と里親)

**第三条** 里親は、最低基準を超えて、常に、その行う養育の内容を向上させるように努めなければならない。

#### (養育の一般原則)

**第四条** 里親が行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的とし



て行われなければならない。

2 里親は、前項の養育を効果的に行うため、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

#### (児童を平等に養育する原則)

第五条 里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。

#### (虐待等の禁止)

第六条 里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

#### (教育)

第七条 里親は、委託児童に対し、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

#### (健康管理等)

第八条 里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

2 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

#### (衛生管理)

第九条 里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

#### (給付金として支払を受けた金銭の管理)

第九条の二 里親は、委託児童に係ることも家庭庁長官が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

### (自立支援計画の遵守)

第十条 里親は、児童相談所長があらかじめ作成する自立支援計画(法第十一条第一項第二号ト(5)に規定する計画をいう。)に従って、委託児童を養育しなければならない。

### (秘密保持)

第十一条 里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

### (記録の整備)

第十二条 里親は、委託児童の養育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。

### (苦情等への対応)

第十三条 里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 里親は、その行った養育に関し、都道府県知事(指定都市にあっては市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。以下同じ。)から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

### (都道府県知事への報告)

第十四条 里親は、都道府県知事からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。

- 一 委託児童の心身の状況
- 二 委託児童に対する養育の状況
- 三 その他都道府県知事が必要と認める事項

2 里親は、委託児童について事故が発生したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

3 里親は、病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったときは、遅滞なく、理由を付してその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

### (関係機関との連携)

第十五条 里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、当該委託児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

### (養育する委託児童の年齢)

**第十六条** 里親が養育する委託児童は、十八歳未満(法第三十一条第四項に定める延長者にあつては二十歳未満)の者とする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、法第三十一条第二項の規定に基づき当該委託児童が満二十歳に達する日までの間、養育を継続することができる。

### (養育する委託児童の人数の限度)

**第十七条** 里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、六人(委託児童については四人)を超えることができない。

2 専門里親(児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)第一条の三十六に規定する専門里親をいう。以下同じ。)が同時に養育する委託児童の人数は、同条各号に掲げる者については、二人を超えることができない。

### (委託児童を養育する期間の限度)

**第十八条** 専門里親による委託児童(児童福祉法施行規則第一条の三十六各号に掲げる者に限る。)の養育は、当該養育を開始した日から起算して二年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。

### (再委託の制限)

**第十九条** 里親は、次に掲げる場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならない。

一 都道府県知事が、里親からの申請に基づき、児童相談所長と協議して、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を一時的に他の者に委託することが適当であると認めるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない事情があると都道府県知事が認めるとき。

### (家庭環境の調整への協力)

**第二十条** 専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

## (2)里親が利用できる事業

### ①委託前養育等支援事業

こどもを里親さんに委託する前に、里親さんとこどもとの面会や外出、外泊等による交流や関係調整を行うのに要する生活費及び交通費を支給します。詳細は、こども相談センターにお問い合わせください。

### ②レスパイト・ケア

里親さんの病気や冠婚葬祭などの用事、養育疲れなどで、一時的に里子を別の里親家庭や施設でお預かりします。利用希望の場合は、フォスタリング機関またはこども相談センターにご相談ください。

\*「レスパイト」は「一時的な休息」という意味です。

### ③ピアサポーター派遣事業(里親家庭養育協力支援事業)

養育経験の豊富な里親さんが、未委託または受託経験の少ない里親家庭に出向き、同じ里親という立場から養育について助言します。また、経験豊富な里親家庭で養育を体験する機会を持つこともできます。

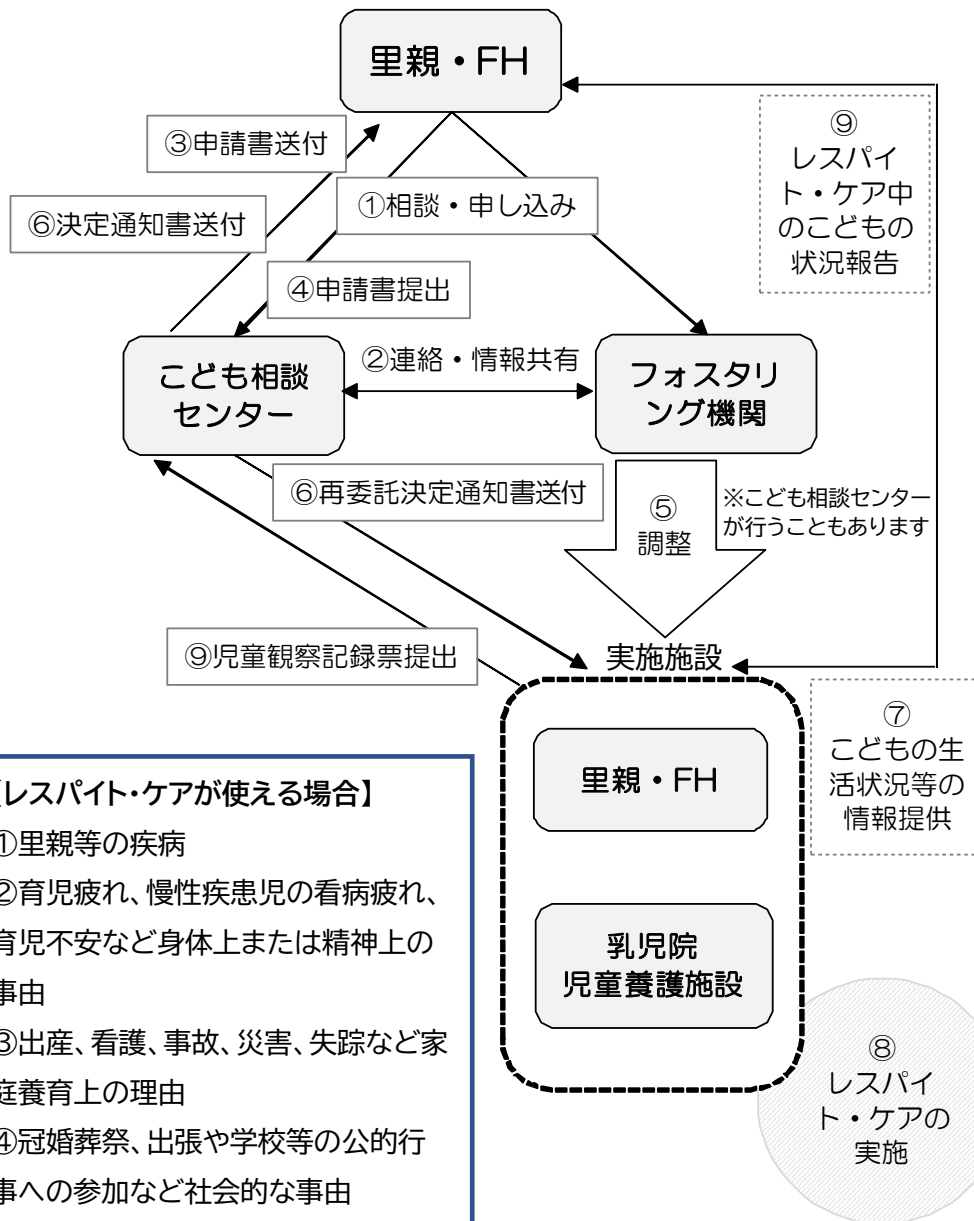
### ④サポート要員派遣事業

同時に複数の里子や対応の難しい里子を受託している場合や、受託してすぐの養育不安や負担が大きい時期に、里子の養育に専念できるよう生活援助を行うために、里親家庭にサポート要員を派遣します。利用希望の場合は、フォスタリング機関にご相談ください。

### ⑤里親等相互交流支援事業(里親サロン)

里親同士が集まって交流し、養育について話し合う場です。大阪市内には4箇所の里親サロンがあり、ベテランの里親さんが担当しています(大阪市里親会に委託)。登録里親さんには案内が届きます。フォスタリング機関も里親さんが相互に交流できるイベント等を実施しています。

## [レスパイト・ケア利用の手続き]



### 【レスパイト・ケアが使える場合】

- ①里親等の疾病
- ②育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上または精神上的の事由
- ③出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の理由
- ④冠婚葬祭、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ⑤その他委託児童の養育を継続していくうえで、里親等がリフレッシュを求める場合等



### (3)大阪市里親会

あなたも大阪市里親会に入会しませんか？

## 大阪市里親会の活動

### 里親子の交流支援

春はテーマパーク、秋には果実収穫などの自然体験、夏には里親同士の学びを兼ねた1泊2日のレクリエーションを開催しています。

楽しみながら里親子の交流を深めたり、いろんな里親さんと話したり…

毎回大阪市内から約100名の里親子が参加するので、他の里親家庭の様子を見ることも、とても勉強になります。

里親子の思い出作りに、ぜひ参加して下さい。

会員になると行事の参加費がお得になるほか、イベントなどの招待もありますよ。

### 里親サロン ※大阪市の委託事業です

子育てのちょっとした相談や悩みごと、誰かに話したいけれど、子どものことを考えると話せないこともある…

そんな時は、里親サロンに参加してみて！

同じ里親さん同士だから安心して話せます。

市内4カ所で開催しているサロンはとてもアットホームな雰囲気。

「里親支援専門相談員」さんも参加しているので、子育てのプロにも相談できますよ。

○里親支援専門相談員:乳児院・児童養護施設に配置された、里親の啓発広報、入所児童の委託推進、里親への訪問支援等を専門的に担当する施設職員。



## あ と が き

今回里親の皆さまにアンケートをお願いしましたところ、多くの回答をお寄せいただき誠にありがとうございました。内容も日頃疑問に感じていることから、生活の中で工夫されていることなど、長文でのご意見もあり養育に対する真摯で熱い思いが伝わってきました。

この里親ハンドブックは、子どもの最善の利益のため養育の質の向上を目指し、「避けたいかわり」にならないよう、行政側の見解を明示し、また他の里親はどのようにしているのかを知ることで里親同士の思いを共有でき、日頃養育で迷ったときどうしたらよいのかなど、ぜひとも参考にさせていただきたいと作成いたしました。

さらに、大阪市里親会ではアンケートの中にありました要望も受けとめ、今後の会活動に生かしていきたいと考えております。

このアンケートの内容を受け、すべての疑問について回答を取りまとめくださった大阪市こども相談センター職員の皆様、参考資料を執筆してくださった大阪公立大学の伊藤嘉余子教授に感謝の意を表します。

大阪市里親会は、これからも里親の皆さまと共に、安全安心温かい家庭を目指し、子どもの最善の利益のため、よりよい活動ができるよう努めてまいります。

大阪市里親会  
会長 梅原啓次





「里親ハンドブック」

発行年月：令和6年3月

発行：大阪市中央こども相談センター

大阪市里親会

〒540-0003 大阪市中央区森ノ宮中央1-17-5

電話 (06)4301-3100(中央こども相談センター)

080-3829-3411(里親会事務局)